令和7年度保育利用版
利用のご案内

～保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業～

もくじ

1．はじめに

（1）教育・保育施設とは　1P

（2）令和７年度の年齢別クラス　1P

（3）教育・保育給付認定について　1-2P

（4）保育を必要とする理由と認定有効期間　3P

（5）保育を必要とする理由に関する注意事項　3-4P

2．新規入所を検討している方へ

（1）通常申し込みについて　5-10P

（2）育児休業明けの入所予約について　11-12P

（3）入所後の手続きについて　13P

（4）その他　13P

3．現在、施設を利用している方へ

（1）『現況届』について　14P

（2）転所手続きについて　14P

4．保育料・副食費について

（1）保育料の算定方法　15P

（2）副食費（おかず・おやつ代等）の免除対象　15P

（3）算定に用いる「市町村民税所得割課税額」　15-16P

（4）保育料等の算定上、提出が必要な書類　16P

（5）保育料の軽減等におけるきょうだい区分　16-17P

（6）長野市多子世帯等保育料軽減について　17-18P

（7）保育料等のお支払い　18-19P

★ 参考 令和６年度 保育料基準額表　20P

5．重要なお知らせ　21P

6．よくある質問　22P

7．施設・子育てサービス一覧　23-28P

★ 記載例（給付認定申請書兼利用申込書）　29-31P

★ 支給認定証について　32P

★ 保育施設等利用調整基準表　33-34P

★ 提出書類チェックリスト　35P

ながの子育て応援キャラクター

21ページ「重要なお知らせ」
22ページ「よくある質問」は
必ずご覧ください。

長野市 こども未来部 保育・幼稚園課

〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地（第二庁舎２階）

TEL　026-224-8031（直通）

FAX　026-264-5355

ホームページ　https://www.city.nagano.nagano.jp

1 はじめに

（1）教育・保育施設とは

現在、小学校にあがる前のお子さんの通う施設（以下、教育・保育施設という）は、昔からあった保育所と幼稚園に、認定こども園や地域型保育事業といった新しい形態の施設を加え、大きく４種類に区分されます。

◆ 教育・保育施設区分

施設区分	幼稚園	認定こども園		保育所	地域型保育事業
		教育利用	保育利用		
目　的	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼少期の教育を行う学校	教育と保育を一体的に行う施設		就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育をする施設 （養護及び教育を一体的に行う施設）	
特　徴	● 午後2時くらいまでの教育時間のほか、ほとんどの施設で教育時間の前後に預かり保育を実施 ● 保護者の就労の有無などにかかわらず、利用が可能	● 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設 ● 保護者が働かなくなった場合など、就労状況が変わった場合でも、継続利用が可能（満3～5歳児）		● 保護者の就労等にあわせて夕方までの保育のほかに、ほとんどの施設で延長保育を実施 ● 利用できる保護者は、共働き世帯など家庭で保育ができない者	
対象年齢	満3歳～5歳児		0歳～5歳児		0歳～2歳児
学　区	特になし				
利用時間	4時間を基準に各施設が定める教育時間（※預かり保育あり）		教育・保育給付認定により決まる利用時間 ● 保育標準時間… 最長11時間まで利用可能 ● 保育短時間…… 最長8時間まで利用可能（延長保育あり）		
休　み	土曜（※施設によっては、自由登園・預かり保育あり）、日曜、国民の祝日、夏・冬・春に長期休日あり		日曜、国民の祝日、年末年始など		
利用選考	各施設が選考		保育の必要度に応じて市が基準に基づき利用調整		

現在ご覧いただいているこの冊子は、『令和７年度保育利用版 利用のご案内』です。幼稚園・認定こども園（教育利用）（以下、教育施設という）の利用を希望する方は、『令和７年度教育利用版 利用のご案内』をご覧ください。教育利用版は、保育・幼稚園課、各幼稚園、認定こども園で配布していますので、ご希望の方は利用（希望）施設にお問い合わせください。

（2）令和７年度の年齢別クラス

利用申し込みにあたってのクラス年齢は令和７年４月１日時点での年齢です。年度内に誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

施設によって受入可能となる月齢が異なります。施設ごとの受入可能年齢は、23 ページ以降に掲載の施設一覧でご確認ください。

◆ クラス年齢表

クラス年齢	生 年 月 日	
0歳児	令和6年(2024年) 4月2日 ～	
1歳児	令和5年(2023年) 4月2日 ～	令和6年(2024年) 4月1日
2歳児	令和4年(2022年) 4月2日 ～	令和5年(2023年) 4月1日
3歳児（年少）	令和3年(2021年) 4月2日 ～	令和4年(2022年) 4月1日
4歳児（年中）	令和2年(2020年) 4月2日 ～	令和3年(2021年) 4月1日
5歳児（年長）	平成31年(2019年) 4月2日 ～	令和2年(2020年) 4月1日

（3）教育・保育給付認定について

保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業（以下、保育施設という）の利用を希望する場合、利用のための認定を受ける必要があります。

認定の申請は、各施設への利用申し込みと同時に行うことができます。市は、保護者からの申請を受けて審査を行い、認定をした際は『支給認定証』（見本 32 ページ）を保護者に交付します。

教育・保育給付認定の区分は次のページにある表のとおり３種類あり、区分によって利用できる施設が異なります。

◆ 教育・保育給付認定の種類（3種類）

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となるお子さん	教育を受ける満3歳～5歳児 （保護者の就労等の要件なし）	保護者の就労等により保育を必要とする満3歳～5歳児	保護者の就労等により保育を必要とする0歳～2歳(満3歳まで)
利用できる主な施設	● 子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園 ● 認定こども園（教育利用）	● 保育所 ● 認定こども園（保育利用）	● 保育所 ● 認定こども園（保育利用） ● 地域型保育事業
施設を利用できる時間	教育標準時間認定 （4時間程度の教育時間）	2・3号認定は、保護者の就労時間等によって施設を利用できる時間が2種類に区分されます。 ● 保育標準時間… 1日11時間まで利用可能 （就労の場合、月120時間以上勤務※1） ● 保育短時間…… 1日8時間まで利用可能 （就労の場合、月64時間以上勤務）	

保育施設を利用できるのは、２号認定または３号認定を受けたお子さんです。２号認定または３号認定は保育必要量によって、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の２つに区分されます。保育必要量は保育を必要とする理由やその時間によって決まります。詳しくは、次の「(4) 保育を必要とする理由と認定有効期間」（３ページ）にある表をご覧ください。

※1　月 120 時間に満たない場合であっても、勤務時間帯や通勤時間の都合から、**常態**として施設が設定する保育短時間認定の時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと認めるときは、保育標準時間で認定をする場合があります。また、利用調整により、きょうだいが認可保育施設の中で別施設となった場合、保育短時間認定に該当する場合であっても、送迎等の負担が大きいことを考慮し、保護者が希望すれば保育標準時間認定に変更することができます。

決定された保育必要量区分に応じて、施設を利用できる時間、保育料、延長保育料の取り扱いが異なります。なお、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）は施設ごとに時間帯が設定されており、最大開所時間も施設によって異なります。施設ごとに定められた時間は、23 ページ以降に掲載の施設一覧および各施設にご確認ください。

（※施設情報については令和６年４月１日時点での情報を掲載しているため、令和７年度以降変更する場合があります。）

◆ 保育必要量に応じた施設を利用できる時間

（例）保育標準時間を8:00～19:00、保育短時間を8:00～16:00、最大開所時間を7:30～19:30としている施設の場合

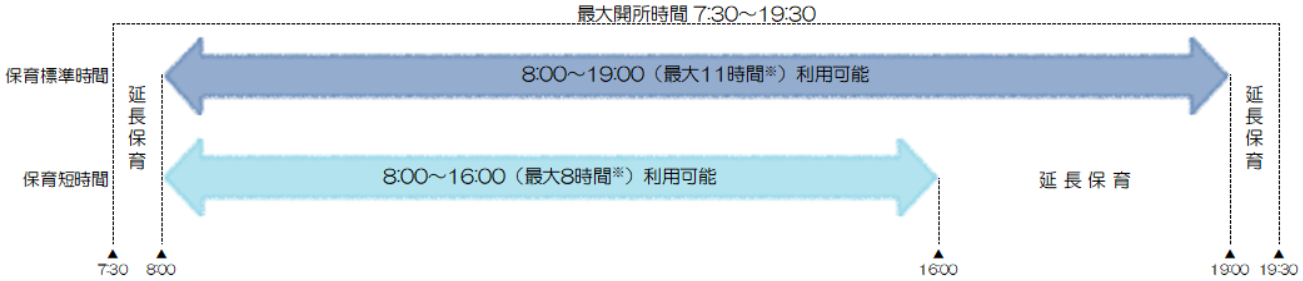

※　保育施設でお子さんをお預かりできる時間は、「保育が必要な時間」になりますので、必ず１日８時間（または 11 時間）利用できるわけではありません。例えば、就労を理由として保育施設を利用する方は、勤務時間に移動にかかる時間（通勤時間）を加えた時間になります。買い物、食事や通院等、保育を必要とする理由と直接関係がない時間は含まれません。

認定こども園の教育利用・保育利用の区分変更について

認定こども園は、満３歳以上のお子さんについては保護者の保育要件の有無にかかわらず利用できる施設です。例えば、「就労」を理由に保育利用をしている途中で保護者が働かなくなったときでも、教育利用としての受入が施設側で可能であれば、給付認定区分を保育利用から教育利用に変更して通い慣れた施設を引き続き利用することができます。

ただし、教育利用から保育利用に給付認定区分を変えたい場合は、同じ施設であっても保育利用として改めて申し込みをしていただく必要あります。詳しくは利用施設へお問い合わせください。

（4）保育を必要とする理由と認定有効期間

保育施設で保育を希望する場合は、保護者（両親）の双方が、次のいずれかの「保育を必要とする理由」に該当することが必要です（祖父母など親族によって保育が可能かは考慮しません）。

「下の子の育児に手がかかるため」、「同年代の友達と遊ばせたい」等の理由では利用することができません。

認定には有効期間があり、表のとおり、保育を必要とする理由によって異なります。

◆ 保育を必要とする理由

	保育を必要とする理由	内容（適用条件）	保育必要量	認定有効期間
1	就労	児童の保護者が1か月あたり**64時間以上**の就労を**常態**としていること	1か月あたり120時間以上の就労→保育標準時間 1か月あたり64～120時間未満の就労→保育短時間	2号認定→小学校就学の始期に達するまで 3号認定→満3歳の誕生日の前々日まで
2	妊娠、出産	児童の保護者が妊娠中であるか、または出産後間もないこと	保育標準時間	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
3	保護者の疾病、障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があること	保育標準時間	1（就労）に同じ
4	同居または長期入院等している親族の介護・看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う介護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者が常時その同居または長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっていること	実情に応じて認定	1（就労）に同じ
5	災害復旧	火災、風水害、地震などによる復旧の間	保育標準時間	災害復旧が完了すると見込まれる日まで
6	求職活動 （起業準備を含む）	児童の保護者が求職活動を**継続して**行っていること	保育短時間	認定の効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	児童の保護者が1か月あたり64時間以上就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）をしていること	1（就労）に準じる	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
8	虐待やDVのおそれがあること		保育標準時間	1（就労）に同じ
9	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業取得時に保育を利用している子どもが、次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合	保育短時間	実情に応じて認定
10	その他市長が認める理由	（上記1～9に類するものと認められる状態にある場合として、）別居をしている介護・看護が必要な祖父母がおり、児童の保護者がいつもその祖父母の介護・看護にあたっていること	実情に応じて認定	1（就労）に同じ

（5）保育を必要とする理由に関する注意事項

①「1 就労」について

- フルタイム、パートタイム、夜間、自営業をはじめとした居宅内労働など、基本的にすべての就労を含みます。
- 家事、家業手伝い、家庭菜園等で給与を伴わない場合は該当しません。

②「2 妊娠、出産」について

- 認定期間は、出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。ただし、保護者の希望によっては出産(予定)月を含まない３か月以内を限度として延長することができます。
- 期間終了後も保育の継続利用を希望する場合は、原則一旦退所して再度申し込みをする必要があります。
- ただし、生まれたお子さんの産後８週時点で既に保育施設を利用しており、かつ次のいずれかに該当する場合は継続利用を可能としています。

  ➢「9 育児休業」へ変更する場合

  ➢生まれたお子さんの預け先があって「1 就労」へ変更する場合

  ※「6 求職活動」への変更はできません。

③「3 保護者の疾病、障害」について

- 治療または療養の期間が原則として１か月以上に渡るものを指します。ただし、自宅療養者については原則として疾病、障害によって常態的に児童の保育に支障がある場合に限ります。
- 『診断書』の場合はその内容の詳細を、市から保護者及び医療機関等に対して確認する場合があります。

④「4 同居または長期入院等している親族の介護・看護」について

- 介護・看護を受ける方の状態や介護・看護に要している時間を総合的にみて、保育の必要性があるかを判断します。なお、介護・看護に要している時間には、通常行う範囲の家事（食事の用意や洗濯など）の時間は含まれません。
- 介護・看護を受ける方の状態について、介護保険の利用状況や『診断書』の内容の詳細を市から保護者及び医療機関等に対して確認する場合があります。

⑤「6 求職活動」について

- 面接のための企業訪問やハローワークでの相談など外出を必要とする活動、求職サイトや派遣会社への登録等の活動を指します。単なる求人情報誌等の閲覧や電話等、客観的に証明できない場合は求職活動とみなされません。
- 認定期間が終わる前に『就労証明書』を提出することにより、以降も継続して施設を利用することが可能です。なお、提出がない場合は、期間満了をもって退所となりますので必ず期間内にご提出ください。
- 「求職活動」には、起業準備も含みますが、認定期間内に事業を開始することが必要です。認定期間が終わる前に『就労証明書』と『事業を営んでいることがわかる書類』を提出することにより、以降も継続して施設を利用することが可能です。なお、提出がない場合は、期間満了をもって退所となりますので必ず期間内にご提出ください。
- 求職活動を理由としたまま期間満了等のために退所した場合（教育施設や認可外保育施設等で求職活動を理由に施設等利用給付認定を受け、預かり保育や一時預かり事業等を利用していた場合を含む）、同じ年度内に再び求職活動を理由として入所申し込みをすることはできませんので、ご注意ください。

⑥「7 就学」について

- 学校教育法に基づく学校への在学及び通学を指し、通信教育・カルチャースクール等は含みません。
- 職業訓練校等における職業訓練を含みますが、求職活動の一環としての取扱いとなります。「6 求職活動」同様、認定期間が終わる前に『就労証明書』を提出することにより、以降も継続して施設を利用することが可能です。

⑦「9 育児休業」について

- 保育を必要とする理由と利用調整における「育児休業」とは、育児介護休業法等※による休業期間を指します。

※　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）その他の法令をいいます（以降同じ）。

- 育児休業中は本来、保育を必要とする理由に該当しませんが、育児休業の対象となるお子さんの育児休業取得時に、既に保育施設を利用しているお子さん（育児休業の対象となるお子さんを除く）は、保護者の希望により特例で継続利用を可能としています。ただし、育児休業中に退職した場合や転所の予定がある場合は利用を継続できません（復職時に限り、転所可能）。
- 父母が同時に育休を取得する場合も、特例で継続利用を可能としています。事前に施設へお申し出ください。
- 認定こども園を利用している場合で、育児休業を理由に継続利用している途中に教育利用に変更することは原則できません。育児休業中に教育利用を希望する場合は、「妊娠、出産」の認定期間が終了する時点で変更するか、教育利用できる年齢に達していない時は「妊娠、出産」の認定期間が終了する時点でいったん退所し、教育利用できる年齢に到達したときに再入所の申し込みをする必要があります。
- 保護者が育児休業中の場合、新規の入所申し込みはできません。（他の理由に該当する場合を除く。ただし、その場合であっても必ず育児休業中であることを『給付認定申請書』の所定の欄で申告してください。）

⑧「10 その他市長が認める理由」における別居している祖父母の介護・看護について

- 祖父母とは、児童からみて祖父・祖母にあたる者とし、認定及び利用調整においては、「4 同居または長期入院等している親族の介護・看護」と同様に取り扱います。

2 新規入所を検討している方へ

（1）通常申し込みについて

◆ 申し込み期間

〈注意〉申し込み期間外の受付はいかなる理由があってもできません。

入所希望月	申し込み期間			利用調整基準日	入所決定予定日
4月入所(1次)	令和6年(2024年)	10月21日 (月) ～	11月11日 (月)	12月20日 (金)	2月上旬予定
4月入所(2次)	令和7年(2025年)	2月25日 (火) ～	3月5日 (水)	3月10日 (月)	3月17日 (月) 前後
5月入所	〃	3月25日 (火) ～	4月7日 (月)	4月10日 (木)	4月15日 (火) 前後
6月入所	〃	4月25日 (金) ～	5月7日 (水)	5月12日 (月)	5月15日 (木) 前後
7月入所	〃	5月26日 (月) ～	6月5日 (木)	6月10日 (火)	6月16日 (月) 前後
8月入所	〃	6月25日 (水) ～	7月7日 (月)	7月10日 (木)	7月15日 (火) 前後
9月入所	〃	7月25日 (金) ～	8月5日 (火)	8月12日 (火)	8月15日 (金) 前後
10月入所	〃	8月25日 (月) ～	9月5日 (金)	9月10日 (水)	9月16日 (火) 前後
11月入所	〃	9月25日 (木) ～	10月6日 (月)	10月10日 (金)	10月15日 (水) 前後
12月入所	〃	10月27日 (月) ～	11月5日 (水)	11月10日 (月)	11月17日 (月) 前後
1～3月入所	〃	11月25日 (火) ～	12月5日 (金)	12月10日 (水)	12月15日 (月) 前後

◆ 申し込み可能施設

４月入所（１次）…… 令和６年10月１日（火）より、長野市ホームページで公開

４月入所（２次）・年度途中入所 … 各月の申し込み期間初日以降、長野市ホームページで公開

▲市ホームページ

◆ 申し込み方法

●申し込み先　利用を希望する第１希望の施設

●提出書類
- 給付認定申請書 兼 利用申込書
- マイナンバー記入用紙
- 保育を必要とする理由を証明する書類
- 該当の方のみ提出が必要な書類

→詳しくは、「提出書類チェックリスト」（35 ページ）をご覧ください。

▼保育を必要とする理由ごとの必要書類

保育を必要とする理由	必要書類
就労	・就労証明書 所定様式 （農業の場合は出荷伝票を添付）
妊娠、出産	・母子手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されている箇所）
保護者の疾病、障害	次のいずれかの書類 ・診断書 所定様式 ・障害者手帳（身体4級以上）等の写し
同居または長期入院等している親族の介護・看護	タイムスケジュール表 所定様式 と次のいずれかの書類 ・診断書 所定様式 ・障害者手帳（身体2級以上）等の写し ・介護保険の要介護3以上の認定結果の写し
災害復旧	・り災証明書
求職活動（起業準備を含む）	・求職に関する申立書 所定様式
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	時間割（カリキュラム）表と次のいずれかの写し ・在学証明書または学生証 ・公共職業安定所発行の指示書等
その他市長が認める理由	介護・看護に同じ

◎診断書について
１次申し込み（４月利用開始の場合は、令和６年12月中に証明を受け、利用調整基準日（令和６年12月20日）までに提出してください。

※所定様式は、利用（予定）施設から受け取るか、市ホームページからダウンロードすることができます。
※自営業主や家族従業者の場合、必要書類として、収入のわかる書類・事業を営んでいることがわかる書類を追加で求めることがあります。詳しくは、就労証明書をご覧ください。

◆　申し込みから利用開始までの流れ（令和７年４月入所申し込みの場合）

利用申し込み・給付認定申請（１次）☆10月21日（月）～11月11日（月）☆

第１希望の施設へお申し込みください。（施設を経由して長野市に給付認定申請書等を提出します。）
（※令和６年度中の入所（転所）を申込予定の方、または入所保留中の方で令和７年度以降も利用をご希望の場合は別途４月１次申込が必要です。「⑮令和６年12月から令和７年３月入所の申し込みをした場合」（10ページ）も併せてご覧ください。）

書類審査（１次）

書類内容を確認し、保育の必要性があるかを審査します。内容について家庭（職場）へ電話等での調査および追加書類の提出を求めることがあります。

利用調整（１次）☆利用調整基準日：12月20日（金）☆

受入可能数を上回る申し込みがあった場合は、長野市が保育の必要度の高い順に利用先を調整します。
お問い合わせいただいたとしても、入所の可否についてお答えをすることはできません。

給付認定・利用調整結果の通知（１次）☆2月上旬予定☆

● 内定した場合
ⅰ保育所、市立認定こども園
『支給認定証』と『内定通知』を交付します。
また、『口座振替WEB申込サービスのお知らせ』を同封します。（私立保育所に内定した３歳以上児を除く。）
ⅱ私立認定こども園、地域型保育事業
『支給認定証』と『調整結果通知』を交付します。

利用調整結果の通知はご自宅に郵送します！電話での問い合わせは、本人確認ができないため、お答えできません。通知到着までお待ちください。

● 内定しなかった場合
今後の手続きのご案内と『申込状況確認書 兼 希望施設変更届』を送付します。
取り下げをしない限り、引き続き４月（２次）の審査対象となります。

利用申し込み・給付認定申請（２次）
☆2月25日（火）～3月5日（水）☆

２次で新たに申込をされる方は、１次と同様に第１希望の施設へお申し込みください。

書類審査（２次）

１次と同様に書類内容を確認し、保育の必要性があるかを審査します。

利用調整（２次）☆利用調整基準日：３月10日（月）☆

２次申し込みをした方と１次で内定しなかった方について利用調整を行います。

給付認定・利用調整結果の通知（２次）☆3月17日前後☆

● 内定した場合
１次と同じく『支給認定証』等を交付します。

● 内定しなかった場合
『入所保留通知書』と『申込状況確認書 兼 希望施設変更届』をご自宅に郵送します。
取り下げをしない限り、年度内の給付認定の有効期間中は、繰り返し以後の利用調整の対象となります。

利用決定施設での契約・入所説明

利用決定施設での入所説明（重要事項説明）を受けます。
私立認定こども園、地域型保育事業の利用が決定した場合は、さらに施設との利用契約が必要です。

利用開始

利用開始後、『保育料決定通知書』をご自宅に郵送します（4月中旬予定）。

５月入所利用調整

◆　申し込みにあたっての注意事項

①提出書類について

- 申し込みの際は、「提出書類チェックリスト」（35ページ）で確認し、必要な書類を不備なく揃えて申込期間内にご提出ください。保育を必要とする理由を証明する書類の提出が申込期間内に間に合わない場合は、保育の必要性が確認できないため、申し込みを受け付けることができません。（４月１次申し込みの診断書の取扱いを除く。）
- 『給付認定申請書』の記入にあたっては、「記載例」（29～31ページ）を参考にしてください。
- 同居の祖父母等の「保育を必要とする理由を証明する書類」の提出は必要ありません。

- きょうだい同時に申し込みをする場合は、保育を必要とする理由を証明する書類について、１人の申請書に原本を添付し、他のきょうだいの申請書にはコピーを添付してください。
- マイナンバーの提出について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、父母及び申請児童のマイナンバーの提出が必要です。また、なりすましなどを防止するために、申請時にマイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）を行います。
  『マイナンバー記入用紙』に給付認定申請書の「申請者氏名」欄に記載された保護者の番号確認書類と身元確認書類の写しを貼付し提出してください。
- 提出を受けたマイナンバー及び特定個人情報は、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務に使用するものであり、法令で定めるものに必要な目的の範囲内で取り扱います。
- マイナンバーの確認ができた方は、税資料の提出は不要です。ただし市町村民税が未申告である場合、マイナンバーによる情報連携において税情報が確認できない場合は、入所時期に応じて税資料の提出を求めることがありますのでご了承ください。

②利用を希望する施設（園）名の記入について

- 『給付認定申請書』の「11．利用を希望する施設(園)名」に記入のある施設の中で利用施設を決定します。ご記入いただいた施設の中で内定とならなかった場合、他に入所可能な施設があってもご案内はいたしませんので、利用を希望する施設は必ず全て記入してください。
- ご記入いただいた施設は全て通所可能かつ利用意思があるものとして取り扱います。いかなる理由であっても内定後に利用施設を変更することはできません。第２希望以降の施設についても、見学等により施設の立地、最大開所時間、保育料とは別途にかかる費用（制服代、保護者会費、行事費、教材費、食材料費（主食費・副食費）など）や教育方針などを必ず確認し、通所可能かどうかをよく検討したうえで記入してください。
- 『給付認定申請書』には第 10 希望までしか記入欄はありませんが、第 11 希望以下も希望があれば受け付けます。その場合、第 11 希望以下は任意の用紙に順位がはっきりとわかるように記入し、申請書と一緒に施設へ提出してください。

③育児休業明けの申し込みについて

- 育児休業を終了し復職する場合、復職日の属する月の初日以降の保育施設の申し込み・ご利用が可能です。
  ※　育児休業が月末に終了し、翌月１日に復職する場合も申し込みが可能です。
  例：４月入所の場合、４月 30 日までに育児休業が終了し、かつ５月１日までに復職することが条件
- 『給付認定申請書』の「12．育児休業を取得中の方」の該当する□欄のいずれかひとつに必ずチェックをしてください。
- 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合、利用調整は基本点、調整点によらず、20 点となります。そのため利用調整の結果、内定となる場合もあります。また、内定とならなかった場合は、翌月からの利用申し込みは取り下げとなります。再度利用を希望する場合は再申し込みが必要です。
- 『就労証明書』は復職後の勤務内容と育児休業期間・復職日について証明を受けたものを提出してください。
- 育児休業明けに伴う利用調整点数の加算は、育児休業の取得時にいた勤務先に同じ条件で戻ることを支援するために設けている項目です。申し込みから利用開始までに復職予定だった会社等を退職（別会社への転職や派遣元の変更を含む）した場合、加点がつかなくなるほか内定が取り消しになることがあります。また内定を辞退した場合、再度申し込みをした際の利用調整点数に加点はつきません。
- 入所後、復職した段階で速やか（復職日からおおむね１週間以内）に『復職証明書』を提出してください。入所した月の翌月１日までに復職したことが翌月 10 日（10 日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに確認できなかった場合は即日退所となります。

④きょうだい同時に申し込む場合の取り扱い希望の記入について

- きょうだい同時に申し込む場合は、『給付認定申請書』の「13．きょうだい同時申込時の取り扱い希望」①、②それぞれについて該当する□欄のいずれかひとつに必ずチェックをしてください。
- 保護者がどの選択肢を選んだかによって、利用調整となった場合の取り扱い方法が変わります。全ての選択肢を読み、よく検討したうえでチェックをしてください。

⑤利用調整について

- 利用の決定は、保育の必要度の高い児童から順次決定します（先着順ではありません）。
- 申し込み期間中に受入可能数を上回る申し込みがあった場合は、長野市で利用調整を行います。
- 利用調整は、33、34 ページに掲載の「長野市保育施設等利用調整基準」に基づき採点等を行います。
- 利用調整は、利用調整基準日時点で提出されている書類をもって行います。利用調整基準日は、４月入所（１次）については、令和６年 12 月 20 日(金)、以降の申し込みについては、各申し込み〆切月 10 日（10 日が閉庁日の場合は翌開庁日）です。「申し込み期間」（５ページ）でご確認ください。
- 利用調整の結果通知は、ご自宅に郵送します。なお、電話での入所可否のお問い合わせには、本人確認ができないため結果通知発送後であってもお答えすることができませんので、ご了承ください。
- 利用調整により第２希望以下の施設へ内定となった場合、内定となった施設に申込書及び保育を必要とする理由を証明する書類について情報提供させていただきます。

⑥施設を併願する場合

- 併願する場合、希望施設が全て保育施設であれば、第１希望施設へのみ手続きをしてください。教育施設へは施設ごとに手続きが必要です。教育施設へ提出する『給付認定申請書』の「11．利用を希望する施設（園）名」へ保育施設名を含めて記入いただいても、また逆に保育施設へ提出する申請書に教育施設名を記入いただいても、それぞれの区分に直接申し込まない限り、手続きは反映されませんのでご注意ください。
- 教育施設の申し込み取り下げによる入園受入準備費（入園料）等の取り扱いについては、申し込みの際にあらかじめ施設へご確認ください。
- 希望施設に教育施設を含むときは、第１希望が決まり次第、第２希望以下の施設へ取り下げの連絡が必要です。（保育施設の取り下げについて詳しくは、「⑭ 申し込みを取り下げる場合」（10 ページ）をご覧ください。）

第1希望	第2希望以下	申し込み先	申し込み方法		第1希望が決まったら
			第1希望	第2希望以下	
幼稚園 認定こども園（教育利用）	幼稚園 認定こども園（教育利用）	それぞれの施設	「教育利用版」※をご覧ください。	「教育利用版」※をご覧ください。	第2希望以下の申し込みを取り下げてください。
	保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育事業			5ページ～10ページをご覧ください。	
保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育事業	幼稚園 認定こども園（教育利用）		5ページ～10ページをご覧ください。	「教育利用版」※をご覧ください。	
	保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育事業	第1希望施設のみ		5ページ～10ページをご覧ください。	第2希望以下は自動的に取り下げになります。

※ 『令和７度教育利用版　利用のご案内』は各幼稚園、認定こども園で配布していますので、ご希望の方は利用（希望）施設にお問い合わせください。

⑦出生前に申し込む場合（出生前仮申し込み）※４月入所（１次）のみ

- 令和６年 12 月 31 日(火)までに出産予定の場合、４月入所（１次）に限り出生前であっても仮申し込みをすることができます。
- 申し込みの際は、通常申し込みに必要な書類に『母子手帳の写し』（表紙・出産予定日が記載されている箇所）を添付のうえ、４月入所（１次）の申し込み期間内に第１希望の施設へ申し込んでください。なお、その際に『給付認定申請書』の「１．申請児童」氏名、生年月日の欄は空欄のままで構いません。
- 『給付認定申請書』は施設でコピーをした後、原本を一旦お返しします。出産後に空欄にしていた氏名と生年月日を記入し、令和７年１月 15 日(水)までに再度施設に提出してください。再度の提出をもって初めて正式な申し込みとなります。通常の申し込みと同様に、期間外の利用希望施設の変更はできません。また、期限までに再提出がない場合、仮申し込みは無効となりますので、ご注意ください。

⑧利用を希望する児童の心身発達に心配がある、または障害などがある場合

- 申し込み児童の心身発達に心配がある場合、障害がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、『給付認定申請書』の「7．申請児童の心身発達及びアレルギーについて」に必ずその内容を記入してください。内定後、施設との面談などで障害があることが判明し、施設での受入が困難と判断された場合には、内定が取り消しになることがあります。
- 施設では児童の心身発達状態に応じて保育を行いますが、児童に対し保育士等が１対１で対応することはできませ

ん。児童の心身発達状況により、安全な保育が行えない場合や集団保育が可能と判断されない場合には施設を利用できないことがあります。お子さまを預けるにあたり、心配なことがある場合は事前に希望施設（第２希望以下を含む）へご相談ください。

- 年度途中の入所は、保育士等の加配が困難であることなどを理由に、入所可能枠があって、児童の集団保育が可能と判断する場合であっても、施設側が申し込みをお断りせざるを得ないことがあります。
- 利用調整においては、児童が障害にかかる手帳を交付されている場合に調整点数で加点を設けています（詳しくは「長野市保育施設等利用調整基準」（33、34 ページ）をご覧ください）。ただし、障害があることを理由に施設への入所が最優先されるものではありません。
- 障害がある児童について、第２希望以下の施設に決まった場合、その結果の通知の段階では、内々定の状態とします。内々定で決まった施設が面接などで児童の様子を確認し、施設が集団保育可能かつ受け入れ可能と判断した場合に、正式に内定となります。
- 内定施設に入所した後の保育時間は、施設が児童にとって心身の負担が大きいと判断した場合、認定された保育必要量に応じた利用可能時間よりも短くなることがあります。

⑨ひとり親世帯の場合の提出書類について

- ひとり親世帯であることが児童扶養手当の申請状況等から確認できない場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の提出を依頼することがあります（外国籍の方は独身証明書とその和訳）。
- 離婚前提の別居中等の場合は、客観的にひとり親世帯とみなせる書類の提出がない限り、相手方の「保育を必要とする書類」の提出が必要です。これは、両方の保護者が別々に申し込みをする混乱を未然に防ぐという意図で実施しているものです。
- なお、離婚調停（裁判）中であって、かつ別居していることが家庭裁判所交付の事件係属証明書及び住民票上で確認できる場合に限り、相手方の書類の提出は必要ありません。

⑩長野市にお住まいのまま、長野市外にある施設の利用を希望する場合（広域利用）

- 長野市外にある保育施設を利用できる主な理由は以下のとおりです。
  （ア）保護者の就労場所が希望施設の所在する市区町村にあり、かつ、長野市内の施設では送迎に無理がある場合
  （イ）里帰り出産で実家等の援助が必要な場合
- 長野市を通じて希望する施設の所在する市区町村に対して受け入れの依頼をしますので、長野市の保育・幼稚園課（026-224-8031）までお問い合わせください。手続きの際は、あらかじめ希望する市区町村に締切日や必要書類をご確認のうえ、締切日に間に合うよう余裕をもってご来庁ください。
- 利用調整は、希望施設の所在する市区町村が行い、その市区町村の住民が優先されますので、ご希望に沿えない場合があります。
- 保育料は長野市が決定した金額をお支払いいただきます。

⑪長野市外にある施設の利用を希望し、その施設の所在する市区町村に転居予定の場合

- 転居予定先の市区町村に締切日や必要書類をご確認のうえ、直接お申し込みください。

⑫長野市に転入予定の方が転入前に申し込む場合

- 入所月の前月末までに引っ越しおよび転入の届出をすることを条件に申し込みを受け付けます。

※　例：令和７年４月からの利用を希望する場合、令和７年３月末までの引っ越しおよび転入の届出が必要です。
※　やむを得ず月途中からの利用となる場合は、利用開始予定日の前日までに引っ越し及び転入の届出をしてください。
※　利用開始予定日の前日までの転入が確認できない場合、内定は取り消しになります。

- 必要書類の郵送を希望する場合は、保育・幼稚園課（026-224-8031）までお電話ください。
- 郵送での申し込みは基本的には受け付けていません。直接の提出が難しい等の事情がある場合は、直接第１希望の施設に相談してください。

⑬申し込み後に申し込み内容等に変更があった場合

- 申し込み内容について、世帯状況の変更（結婚、離婚など）や保育を必要とする理由の変更（就労先が内定したなど）等が生じた場合は、必ず施設か保育・幼稚園課までご連絡のうえ、必要書類を提出してください。
- 各利用調整基準日時点で提出されている届出に応じて利用調整点数を確定しますが、利用調整後（内定後）も同様に連絡と必要書類の提出が必要です。
- 利用調整後、申し込み内容と実際の世帯状況や保育を必要とする理由等に虚偽があることが判明した場合には、内定が取り消しとなることがありますので、ご注意ください。

・　利用希望施設やきょうだい同時申込時の取扱い希望の変更の場合は以下の表のとおりです。

時　　期	希望施設の変更可否		きょうだい同時申込時の取扱い希望の変更可否	
	第1希望	第2希望以下		
申し込み期間内	○	○	○	申し込み書類を提出した施設にお問い合わせください。施設から書類を返却してもらい『給付認定申請書』の「11．利用を希望する施設(園)名」を訂正のうえ、新たに第1希望とする施設へ再度提出してください。
申し込み期間後から利用調整基準日まで	×	○	○	第2希望以下のみ変更ができます。 保育・幼稚園課までお問い合わせください。
利用調整基準日以降	×	×	×	利用希望施設の変更はできません。

※　内容により変更可能時期が異なりますのでよくご確認ください。

⑭申し込みを取り下げる場合

・　転出が決まった、妊娠により就労の予定がなくなったなど、保育の必要がなくなった場合には、取り下げのご連絡が必要です。保育・幼稚園課（026-224-8031）までお電話ください。

・　他の方に影響が生じる場合がありますので、決まりましたらお早めにご連絡いただきますようお願いします。

⑮令和6年12月から令和7年3月入所の申し込みをした場合

・　令和６年 12 月から令和７年３月までの入所を申し込みされた場合、当該申し込み結果が通知される前に、４月１次の申し込み期間が経過します。４月１次申し込みをされていない場合の措置として、内定の有無や令和 ７ 年４月の保育施設の利用希望内容（継続利用、転所、新規申し込み）により、以下の手続きが可能です。手続きの際は利用調整結果の通知書に同封されている「現況届」または「４月１次申込可能証明書」を期限までに施設に提出してください（詳しいご案内も同封します）。なお、期限後の提出は受け付けができませんのでご注意ください。

(ア)　お手続きについて

ⅰ　内定した方で、内定した施設を継続利用希望の場合

・内定した施設に「現況届」を提出してください。

ⅱ　内定した方で、別の施設に転所希望の場合

・転所を希望する第１希望施設には、「現況届」に「４月１次申込可能証明書」を添付して提出してください。

ⅲ　内定しなかった場合

・令和７年４月の入所を希望される場合は、改めて新規の入所申し込みが必要です。令和７年度の「給付認定申請書兼利用申込書」に「４月１次申込可能証明書」を添付し、第１希望施設へ申し込みをしてください。

※ⅱ・ⅲに該当する方で、既に４月１次入所（転所）申し込みをしている方は、当初の第１希望施設の変更はできません。第２希望以降については、「⑬申し込み後に申し込み内容等に変更があった場合」（10 ページ）の取扱いのとおりです。

(イ)　提出期限

令和６年 12 月 20 日(金)

※　既に提出している申し込み内容と変更がない場合に限り、他の書類の添付は必要ありません。

⑯地域型保育事業卒園児の進級先について

・地域型保育事業の各施設は進級先として、保育所、認定こども園、幼稚園が連携施設として設定されています。連携施設は「7.施設・子育て支援サービス一覧　地域型保育事業」（24 ページ）のとおりですが、変更される場合があります。

・連携施設が保育所及び認定こども園（保育利用）の場合、地域型保育事業からの進級希望者が、連携施設の連携受入枠よりも多いとき、翌年４月入所の利用調整よりも前に、先行して利用調整を行います。（先行利用調整）

(ア) 対象　卒園年度の９月に地域型保育事業に在籍し、翌年３月に卒園予定のお子さん

(イ) 方法　「長野市保育施設等利用調整基準表」（33、34 ページ）に基づき実施します。詳しくは、対象者へ配布されるご案内をご確認ください。

(ウ) 先行利用調整対象のお子さんに障害等があり、集団保育ができない場合、選考対象外になることがあります。

(エ) 先行利用調整の対象とならないお子さんは、翌年４月入所申し込み者と同様に利用調整を行います。

・連携施設が幼稚園の場合は、各施設へお問い合わせください。

（2）育児休業明けの入所予約について

長野市内にお住まいで、育児介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得し、育児休業前と同様の勤務に復職する保護者の方が、復職月からの入所をあらかじめ予約できる制度です。申し込み人数が予約可能数を超えた場合は選考となります。

なお、この入所予約制度は、保育施設の通常申し込みに先立ち、各施設において実施する事業です。

◆ 対象者

入所予約の申し込みができるのは、次の条件をすべて満たしている方です。

1. 申し込み児童と保護者が基準日時点で長野市民（住民登録が長野市）であること。
2. 保護者が、育児介護休業法等の法律に基づく育児休業（給付金受給対象であること）を取得し、復職月からの入所を希望するもの。
3. 保護者が、育児休業前と同様の勤務に復職すること。
4. 入所時に保護者のいずれもが保育を必要とする理由に該当していること。
5. 予約希望月の年齢（月齢）が各施設の定める年齢（月齢）に達していること。

※ ０歳児以外の予約を希望する場合（育児休業対象児童の兄姉も同時に予約を希望する場合を含む）は、予約申し込み対象年齢かどうか必ず施設に確認してください。施設によっては予約できない場合があります。

※ 育児介護休業法等の法律に基づく育児休業に引き続き勤務先の育児休業を取得し、復職する場合も対象とします。

また、申し込みは第１期と第２期の２回ありますが、申し込むことができるのはどちらか一方のみです。勤務先と相談し、復職する月をご検討ください。

第１期 …… 基準日：令和６年 10 月１日(火)
入所月：令和７年５月から令和７年９月
令和７年５月から令和７年９月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方

第２期 …… 基準日：令和７年４月１日(火)
入所月：令和７年 10 月から令和８年２月
令和７年 10 月から令和８年２月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方

※ 例１：９月末に育児休業が終了、10 月１日付で復職の場合、第１期、第２期どちらも申し込み対象となります。ただし、申し込むことができるのはどちらか一方のみです。

※ 例２：10 月１日に育児休業が終了、10 月２日付で復職の場合…第２期の申し込み対象となります。

◆ 対象施設

対象施設については、以下の期日より長野市ホームページ上で公開します。

第１期 令和６年 10 月１日(火) より
第２期 令和７年５月 26 日(月) より

◆ 予約可能数

各施設とも若干名

◆ 申し込み期間

各期以下の期間（祝日を除く月曜日～金曜日）、午前９時から午後４時まで

第１期 令和６年 10 月 21 日(月) ～ 令和６年 11 月 11 日(月)
第２期 令和７年５月 26 日(月) ～ 令和７年６月５日(木)

※ 日時によっては、受付できる職員が施設に不在の場合があります。申し込みの際は、受付できる職員がいるか事前に希望施設にご連絡のうえ、書類をご提出いただくようお願いします。

◆ 申し込み方法

- 申し込み先　予約希望の施設（複数施設への同時申し込みはできません。）
- 提出書類
  - 育児休業明け入所予約申込書
    ※ 通常申し込みで使用する『給付認定申請書』とは異なりますのでご注意ください。
  - 父母の保育を必要とする理由を証明する書類
    ※ 育児休業を取得している父または母は就労証明書に育児休業期間の証明が必要
  - 育児休業給付金支給決定通知書（後日提出できる場合に限り、雇用保険被保険者証(写)でも可）
    ※ 公務員の場合、共済組合発行の「給付金決定通知書」等

◆ 予約の内定

予約可能数を超える申し込みがあった場合は各施設での選考となります。

- 内定日　　第１期　令和６年 12 月 13 日(金)
　　第２期　令和７年７月４日(金)
- 内定日以降の手続きについて

1. 内定した場合

予約が内定となった方には、各施設から通知（連絡）します。内定後、必要な手続きは以下のとおりです。

（ア）入所月の前月中に、希望施設を通じて正式な入所申し込みを行ってください。その際、『父母の保育を必要とする理由を証明する書類』は、改めて発行し直したものをご用意いただく必要があります。

（イ）入所後、復職した段階で速やか（復職日からおおむね１週間以内）に『復職証明書』を提出してください。入所した月の翌月１日までに復職したことが翌月 10 日（10 日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに確認できなかった場合、即日退所していただきます。

2. 内定しなかった場合

予約が内定とならなかった方には、予約の内定日以降に申込書類一式をお返しします。通常申し込みでの入所を希望される場合は、次の手続きが必要です。

（ア）４月入所に変更を希望する場合（第１期に申し込まれた方のみ）

当初の育児休業を短縮し４月に復職する場合に限って、追加で４月の申し込みができます。ご希望の場合は、４月復職ができることを勤務先に確認のうえ、**令和６年 12 月 20 日(金)**までに第１希望施設に申し込みをしてください。４月入所に内定し、入所後５月１日までに復職したことが確認できなかった場合は退所となりますのでご注意ください。

（イ）当初の復職日に年度途中入所を希望する場合

復職月にかかる月の申し込み期間中に通常申し込みをしてください。各月の申し込み期間は、「申し込み期間」（5 ページ）をご確認ください。

◆ 入所日について

入所予約による入所日は、復職日からとなります。保護者と希望施設の協議により、復職月の初日（育児休業が月末に終了し、翌月１日に復職する場合は前月中）から入所することも可能です。

ただし、予約内定後の入所月の変更・育児休業の延長は、この入所予約の取消の対象となります。予約の申し込みをする前に、あらかじめ勤務先と復職日の相談をしておいてください。

◆ 重要事項

1. この入所予約は、育児休業明けの復職者に対し、特例的に通常申し込みより優先してその利用可能枠を確保するものです。内定後に辞退のないようお願いします。
2. 予約が内定となった方で、４月入所の通常申し込みも同時に行っていた場合、４月入所の通常申し込みは自動的に取下げとなります。
3. この入所予約は、通常申し込みに先立ち、各施設において実施する事業です。選考方法や選考結果については各施設にお問い合わせください。
4. 申し込み期間終了後に希望施設を変更することはできません。
5. 次のいずれかに該当する場合は、申し込み及び内定を取り消します。
   （ア）複数施設または複数回にわたり入所予約や入所申し込みをした場合
   （イ）長野市外へ転出した場合
   （ウ）内定後の復職月の変更、育児休業の延長、育児休業取得者の退職
   （エ）この入所予約の対象者となる条件に該当しなくなった場合
   （オ）申し込み児童が「集団保育困難」と判断された場合
   （カ）申し込み児童の次子を妊娠または出産するなどにより復職しない場合
6. 予約可能数は各施設若干名であるため、申し込み者全員が予約できるとは限りません。
7. 入所後の転所は原則できません（新築や転勤等により住居を異動予定の方は特にご注意ください）。
8. 入所後、期限までに復職証明書の提出がなく、復職の確認ができない場合は退所となります。
9. 内定した児童に係る「保育所等の利用ができない旨の証明書」の交付は内定の辞退がない限りできません。

（3）入所後の手続きについて

①教育・保育給付認定内容の変更について

氏名、住所、世帯構成、就労先など保育を必要とする理由等に変更が生じた場合は、給付認定の変更申請（届出）が必要となります。申請の際は、変更に伴う必要書類の添付が必要です。

例1 保護者の離婚（離婚調停中、かつ別居状態である場合を含む）や結婚（事実婚を含む）など、世帯構成に変更があった場合　※離婚調停中の場合は、家庭裁判所に『事件係属証明』を請求し、『変更申請書』に添付してください。

例2 同一世帯の方が身体障害者手帳等の交付を受けた場合

例3 就労を理由に認定を受けていて、就労状況に変化（勤務時間の変更など）があった場合や、就労から離れる（退職、産前休暇など）場合 → 保育必要量が変更になる場合は、変更の要因となった事実の発生以降の申請であれば、申請日から変更後の保育必要量での利用となります。

なお、申請により保育料が変更となる場合は、その申請が月の初日であればその日から、それ以降であれば申請日の属する月の翌月からの変更となります。

②保育を必要とする理由の確認について

長野市では、保育が適正に利用されているかを確認するため、例えば「求職活動」を理由に施設を利用している場合は求職活動内容を、「就労」を理由に施設を利用している場合は『就労証明書』にある勤務実態を保護者及び事業主に確認することがあります。また、「就労」を理由に施設を利用しているにもかかわらず所得がない場合には、給与支払明細等の追加提出を求めることがあります。

求職活動や就労実態等の確認ができなかった場合は、給付認定の有効期間内であっても認定を取り消し、施設の退所及び教育・保育に要した費用の返還をしていただく場合があります。（保育施設の運営に要する費用（運営経費）については、18 ページをご覧ください。）

③『現況届』の提出について

保育を必要とする理由に引き続き該当しているかどうかの確認と新年度の継続確認を兼ねて、年に１度『現況届』の提出をしていただきます。詳しいご案内は、『現況届』と一緒に配布します。

④施設の退所について

次の場合、施設を退所していただきます。

- １か月間を超えて施設の利用がない場合
- 長野市外に住所を異動した場合
- 保育を必要とする理由に該当しなくなった場合（例：求職活動期間中に『就労証明書』の提出がないとき）
- 『就労証明書』等の記載に虚偽があった場合

⑤施設を利用中に長野市外へ転出する場合

長野市外へ転出したとき、長野市での給付認定期間は転出日の属する月の末日までとなり、施設を利用できるのも、原則転出月の末日までとなります。

なお、転出先の市区町村にある教育・保育施設の利用を希望する場合は、転出先の市区町村での手続き（給付認定申請など）が必要となりますので、転出先の市区町村へ直接ご確認ください。

（4）その他

①延長保育について

保育短時間認定の場合は施設が定める８時間を超える時間帯、保育標準時間認定の場合は施設が定める 11 時間を超える時間帯に保育を必要とする理由がある時、延長保育が利用できますが、あらかじめ職員配置等の準備を施設側が行うため、利用にあたっては事前に申し込む必要があります。

また、申し込み方法や利用の可否、延長保育料、延長保育の対応ができる時間などの詳細は施設によって異なります。利用を希望する場合は、各施設に事前にお問い合わせいただくなどして、状況を確認のうえ利用申請をしてください。

②給食について

３歳未満児は、保育料に「主食（ごはん・パン）費」と「副食（おかず）費」が含まれており、主食・副食を施設側が用意する「完全給食」を全ての施設で実施しています。

３歳以上児の無償化となった保育料には、「主食費」も「副食費」も含まれていません。基本は、「副食費」のみをお支払いいただき施設側が副食を用意、家庭から主食を持参する「副食給食」となりますが、「主食費」もお支払いいただき「完全給食」を実施している施設もあります。施設によって異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

③ 現在、施設を利用している方へ

（1）現況届について

保育施設をご利用の方は、令和７年４月以降の継続意向確認のため、年１度『現況届』をご提出いただく必要があります。この『現況届』では、保育を必要とする理由や状況に引き続き該当しているかの状況確認を兼ねています。

『現況届』は 10 月中に施設を通じて配布します。詳しくは、『現況届』と一緒に配布するご案内をご覧ください。

※　令和６年度末までに退所予定の場合も提出が必要です。

（2）転所手続きについて

転所を希望する場合、時期や転所先によって異なる手続きが必要となります。詳しくは、保育・幼稚園課または施設にお問い合わせください。

※　保育施設の場合は、新規申し込みと同様に利用調整を経て利用施設が決定されます。利用調整については、「⑤ 利用調整について」（８ページ）をご覧ください。

※　教育施設の場合は、利用希望施設へ直接お問い合わせください。

※　転所においては、元の施設は退所の扱いとなりますので、戻ることは基本的にはできません。ただし、転所を希望する月に元の施設が希望児童の学年で募集をしている場合、第２希望以降に元の施設をご記入いただくことは可能です。その場合も、他の申し込み者と同様に利用調整を経て利用施設は決定し、現在利用していることを理由に優先はされません。

※　併願する場合、希望施設が全て保育施設であれば、第１希望施設へのみ手続きをしてください。教育施設を含むとき、あるいは教育施設同士を併願する場合は、教育施設へは施設ごとに手続きが必要です。教育施設に申し込むときに『給付認定申請書』や『現況届』の利用希望施設欄に保育施設名を含めて記入いただいても、また逆に保育施設に申し込むときに教育施設名を記入いただいても、それぞれの区分に直接申し込まない限り、手続きは反映されませんのでご注意ください。

① 令和7年度4月で転所を希望する場合

- 『現況届』と一緒に配布されるご案内をご覧ください。

② 年度途中での転所を希望する場合

- 保育施設へ年度途中に転所を希望する場合は、月ごとに公表している空きのある施設にのみお申し込み可能です。空き状況は、各月の申し込み期間初日以降、長野市ホームページで公表しています。

現　在（転所元）	第1希望施設（転所希望先）	提出書類 現　在	提出書類 第1希望施設	転所可能日	申し込み期間
認定こども園（保育利用） 地域型保育事業	新制度に移行していない幼稚園	（施設指定の書類）	給付認定申請書 兼 利用申込書（その他施設指定の書類）	随時（月途中可能）	各施設の定める期間
	新制度に移行している幼稚園 認定こども園（教育利用）			月末退所、月初入所	
	認定こども園（保育利用） 地域型保育事業				5ページ掲載の申し込み期間
	保育所		給付認定申請書 兼 利用申込書		
保育所	新制度に移行していない幼稚園	施設退所・転所願	給付認定申請書 兼 利用申込書（その他施設指定の書類）	随時（月途中可能）	各施設の定める期間
	新制度に移行している幼稚園 認定こども園（教育利用）			月末退所、月初入所	
	認定こども園（保育利用） 地域型保育事業				5ページ掲載の申し込み期間
	保育所		給付認定申請書 兼 利用申込書		

※「提出書類チェックリスト」（35 ページ）で確認してください。

4 保育料・副食費について

保育施設の利用には、「保育料」と「実費負担」がかかります。そのうち保育料と副食費の免除対象者は長野市が決定します。

実費負担

	保育料（月額）	給食費 副食費（おかず代など）	給食費 主食費	給食費以外の実費負担
2号認定（3～5歳児クラス）	無料（幼児教育・保育の無償化）	施設により異なります 免除対象は（2）を参照	施設により異なります	施設により異なります（遠足代など）
3号認定（0～2歳児クラス）	0円～56,700円	保育料に含まれています		

（1）保育料の算定方法（3 号認定：0～2 歳児クラス）

保育料は、市立・私立の区別なく以下により長野市が決定します。

① 保護者（父母）の市町村民税所得割課税額の合計額 →詳しくは（3）へ

② 保育必要量（保育標準時間・保育短時間） →詳しくは２ページへ

③ きょうだい区分（1 人目～3 人目） →詳しくは（5）へ

④ 世帯の状況（ひとり親世帯等　など） →詳しくは（4）③・④へ

・3 歳の誕生日を迎えても、その年度内は無償化の対象になることはありません。

・月途中入所および月途中退所の場合の保育料は、日割りの額となります。

・ならし保育期間中も通常の保育料がかかります。

（2）副食費（おかず・おやつ代）の免除対象（2 号認定：3～5 歳児クラス）

世帯の状況が以下のいずれかに該当する場合は免除の対象となります。

① 市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の世帯 →詳しくは（3）・（5）へ

② きょうだい区分が 3 人目以降のお子さん →詳しくは（5）へ

・免除にかかる手続きはありませんが、免除対象者は保育料の階層を決定する際と同様の手続きで決定します。

（3）保育料・副食費免除対象の算定に用いる「市町村民税所得割課税額」

保育料・副食費の免除対象者は、保護者（父母）の市民税の合計額により算定します。

・保育料の算定は、以下の控除の適用はありません（税額控除前の金額で算定します）。そのため実際にお支払いいただいている所得割額と保育料・副食費免除対象の算定に用いる所得割額が異なる場合があります。

●寄付金税額控除　●外国税額控除　●配当割額又は株式譲渡所得割額の控除　●個人の市町村民税の配当控除
●寄付金税額控除における特例控除額の特例　●東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例
●個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額（住宅ローン控除）　●ふるさと納税寄付金控除　（令和６年９月１日現在）

・令和５年分及び令和６年分の所得に対する申告が行われていない場合や、その当時海外にいて収入資料の提出がない場合は、保育料が最高額となります。該当する場合は、至急課税資料（住民税（非）課税証明書等）を提出してください。（※収入がなかった場合でも、税法上配偶者等の扶養になっていない方は収入がなかったことを申告する必要があります。）

「市町村民税所得割課税額」は以下の通知をご確認ください。

●市町村民税が給与から天引きの方「**市町村民税・県民税　特別徴収税額決定通知書**」
（毎年６月ごろ勤務先を通して配布）

●市町村民税が給与から天引きではない方　「市町村民税・県民税　税額決定通知書」
（毎年６月ごろ市町村から郵送）

● 市町村民税所得割課税額の算定年度切り替えの時期について

保育料は、４月分から８月分は令和６年度（令和５年中の所得）、９月分から翌年３月分は令和７年度（令和６年中の所得）の市町村民税所得割課税額によって算定されます。令和７年度の市町村民税所得割課税額が前年度と異なり、階層区分が変わった場合、９月分から保育料が変更となります。

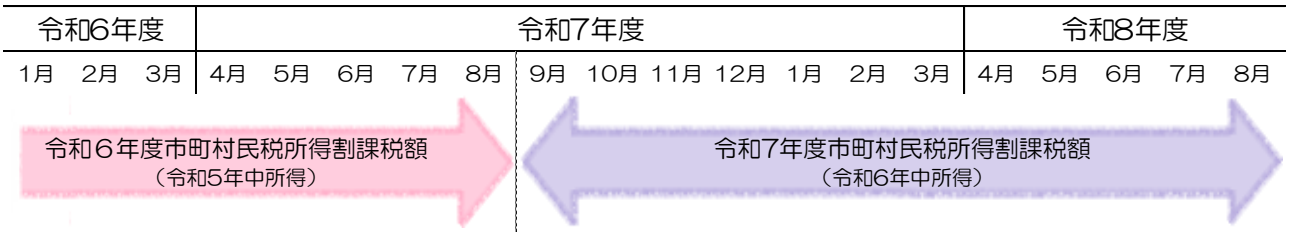

（4）保育料・副食費免除対象の算定上、提出が必要な書類

① 通常の確定申告期間以降に、確定申告・修正申告等により税額変更があった場合

申告書等の写しを速やかに提出してください。申告により保育料または副食費免除対象が変更となる場合は、その提出が月の初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌月から対象となります（市民税額の変更月に遡って変更するものではありません）。また、過年度分の対象の再確認および再確認に伴う保育料または副食費の還付は原則できません。

② ひとり親世帯

ひとり親世帯とは、お子さんを扶養する者のうち、配偶者（内縁者を含む）がいない者の世帯（父子または母子世帯等）をいいます。

お子さんを扶養する父または母の市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯は、保育料は減額、副食費は免除対象となります。申込時に既にひとり親の場合や、入所後にひとり親となった場合で、この減額等を受けるためにはひとり親世帯であることを証明する書類の提出が必要です。提出日が月の初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌月からの変更となります。ひとり親世帯の提出書類については「⑨ひとり親世帯の場合の提出書類について」（９ページ）をご覧ください。

③ 在宅障害児（者）と同居している世帯

父母の市町村民税所得割課税額の合計が 77,101 円未満で在宅障害児（者）と同居の世帯は、保育料は減額、副食費は免除対象となります。（年度途中に同居を開始する場合や、すでに同居している方が新たに身体障害者手帳等の交付を受けた場合も対象になります。）この減額等を受けるためには身体障害者手帳等の写しの提出が必要です。写しの提出が月の初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌月からの変更となります。

◆身体障害者手帳等に該当する書類

●身体障害者手帳　●療育手帳　●精神障害者保健福祉手帳　●特別児童扶養手当証書　●国民年金証書

④ 兄または姉が特別支援学校の幼稚部等を利用している場合

きょうだいのカウント（16～17 ページ）に影響しますので、在学証明書または受給者証の写しを提出してください。（17 ページ表③をご覧ください。）

⑤ 保育必要量、世帯構成（保護者の結婚、離婚（離婚調定中を含む）等）など変更がある場合

保育料が変更になる場合や、副食費の免除対象が変更になる場合があります。『給付認定変更申請書』を提出してください。

（5）保育料の軽減および副食費免除におけるきょうだい区分（きょうだいのカウント）

長野市では、令和６年９月分の保育料より、多子軽減等の軽減を拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることとしました。詳しくは「長野市多子世帯等保育料軽減制度について」（17 ページ）をご覧ください。

この多子軽減等の拡充により、保育料の算定においては、市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯のお子さんについても、きょうだいの年齢・収入に関わらず、保護者と生計を一にする最年長の兄姉からカウントしてきょうだい区分を決定します。

● 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯は、保育料の軽減と副食費免除における
きょうだいのカウント方法が異なりますのでご注意ください。

市町村民税所得割課税額	きょうだいのカウント方法	
	保育料	副食費
57,700円未満の世帯 （ひとり親等の場合は77,101円未満）	きょうだいの年齢に関わらず、保護者と生計を一にする兄姉からカウント ※兄姉が特定の教育・保育施設等を利用している場合は在学証明書等の写しを提出してください。（表③参照）	きょうだいの年齢に関わらず、保護者と生計を一にする兄姉からカウント …例①
57,700円以上の世帯 （ひとり親等の場合は77,101円以上）		特定の教育・保育施設等（表③）を利用する小学校就学前の兄姉からカウント …例②

◆副食費免除におけるきょうだいカウントの方法（例：小学校３年生・５歳児の兄姉がいる３歳児の場合）

市町村民税所得割課税額	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	小1	小2	小3	小4以上
例① 57,700円未満の世帯 ひとり親等の場合 77,101円未満	3人目		2人目			1人目	
例② 57,700円以上の世帯 ひとり親等の場合 77,101円以上	2人目		1人目			対象外	

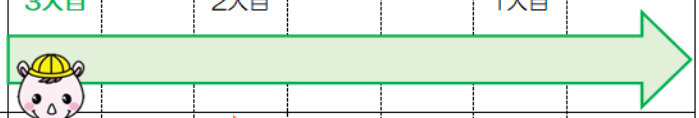

◆（表③）特定の教育・保育施設等

特定の教育・保育施設等	提出書類
・保育所　・認定こども園　・幼稚園　・地域型保育事業 ・企業主導型保育事業（認可外保育施設は含まれません。）	書類の提出は不要です。
・特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設通所部への通所 ・児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援等の利用	在学証明書　または 受給者証の写し※1

※1　年度ごとに提出が必要です。必ず年に１回（申込時または現況届時）提出してください。

（6）長野市多子世帯等保育料軽減制度について

①軽減対象

以下のすべての要件を満たすお子さんが対象となります。

●保護者及びお子さんの住所が長野市であること

●0 歳児から２歳児のお子さんで、保育施設（保育所・認定こども園・地域型保育事業）などに在籍していること

※基準額からすでに保育料が無料となっている場合や、幼児教育・保育の無償化により無償化の対象となっている場合を除く

②軽減額

ⅰ市町村民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯

きょうだい※3	保育料
第1子	半額※2
第2子以降	無償

ⅱ市町村民税所得割課税額 57,700 円以上の世帯

きょうだい※3	保育料
第2子	半額
第3子以降	無償

※2　長野市の基準により決定した保育料の半額になります。

※3　兄姉の年齢や収入に関わらず、保護者と生計を一にする最年長の兄姉よりカウントします。

③軽減対象月

令和７年４月分からの保育料を軽減します。

また、未申告等によって税額が不明の場合は軽減対象とはならず、保育料は最高額となります。軽減の適用は税額が確認できた月の翌月からとなり、当初決定までさかのぼって再算定をおこなうものではありません。

④軽減手続きと軽減方法

ⅰ軽減の手続き

軽減の手続きにかかる申請書の提出を省略しています。軽減の適用については保育料決定通知書にて確認してください。

●同居または別居の兄姉の確認

「給付認定申請書 兼 利用申込書」（または「現況届」）の「2. 住所と世帯の状況」欄へ同居世帯全員のお名前と「3. 同居以外の兄姉」欄へ別居している兄姉のお名前を記入してください。

ⅱ軽減の方法

正規の保育料から軽減分を差し引きますので、軽減後の保育料を毎月お支払いいただきます。

（7）保育料および副食費のお支払い

①保育料

ⅰ納付先と納付方法

利用施設	納付先	納付方法	納付日（口座振替日）
保育所（市立※4・私立）、市立認定こども園	長野市	口座振替	月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
私立認定こども園、地域型保育事業	利用施設	利用施設が定める方法	利用施設が定める日

※4　指定管理を含む。

長野市の保育施設の運営に要する費用（運営経費）は保護者と公費（長野市、長野県、国）でそれぞれ負担しています。

長野市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

私立保育所を例にしますと、年齢ごとの運営経費のうち、保護者が負担する保育料の割合は２歳児で約 23%、１歳児で約 21%、０歳児で約 13%となっています（３～５歳児は無償化のため０%）。

保護者が負担する保育料は、保育施設の健全な運営と、将来にわたって持続可能な制度を維持するためのものです。期限までに必ず納めていただきますようお願いします。

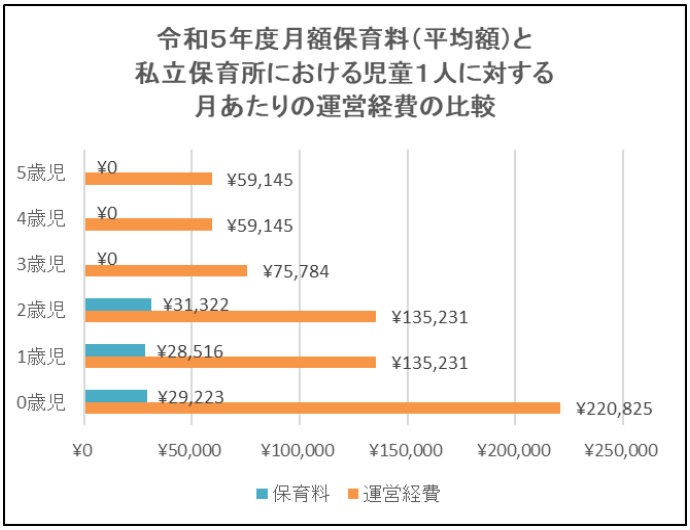

ⅱ欠席の取り扱い

保育料は利用している期間について月額で決まっていますので、児童の病気や家庭の都合等によって欠席された場合についても、基本的に１か月分を納めていただきます。

なお、月単位で１か月以上の長期欠席が見込まれる場合は、施設または保育・幼稚園課までご相談ください。

ⅲ保育料の減免について

保育料は市町村民税所得割課税額によって決定されますが、次に該当するときには、減免になる場合があります。詳しくは、施設または保育・幼稚園課までお問い合わせください。

- 火災・地震・風水害等により、居住家屋等が著しい損害を受けたとき
- 倒産・失業等により、世帯の収入が著しく減少したとき（自己都合による退職等は対象外となります。）
- 学校健康安全法施行規則に定められた感染症により相当期間連続して長期欠席したとき　　など

②副食費

ⅰ納付先と納付方法

利用施設	納付先	納付方法	納付日（口座振替日）
市立保育所※5、市立認定こども園	長野市	口座振替	月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
指定管理園、私立保育所、私立認定こども園	利用施設	利用施設が定める方法	利用施設が定める日

※5　指定管理を除く。

③保育料・副食費を長野市へ納付いただく場合

ⅰ 保育料の納付について【保育所（市立※4・私立）、市立認定こども園をご利用の方】　※4 指定管理を含む。

- お支払いは原則口座振替となります。口座振替の手続きは④をご覧ください。
- 残高不足等で口座振替ができなかった場合は、翌月以降の再振替は実施していません。お手数ですが、翌月 15 日頃までに市役所または支所の窓口で現金でお支払いください。
- 納付が遅れた場合は、督促状をお送りします。また、本来の保育料のほかに督促手数料や延滞金も発生しますので、速やかに納付してください。
- 保育料を滞納した場合は、督促状のほかに、電話や文書による催告、自宅への訪問を行っています。それでもなお、納付いただけない場合は、滞納分保育料について長野市が支給する児童手当からの直接徴収（特別徴収）を実施するほか、預金・給与・生命保険・不動産等の財産調査を行い、児童福祉法の規定に基づく滞納処分として財産の差押えを執行し、滞納保育料や延滞金に充てることとなります。必ず納期限までに納付をしてください。

児童手当の支払月から見て前月までの保育料を滞納している世帯に対して、その支払月に対応する月の滞納分保育料について特別徴収を行います。

なお、特別徴収は、保育所及び市立認定こども園に入所している児童にかかる手当のみが対象となり、上の子や下の子の手当から徴収することはいたしません。保育料の金額が児童手当の支給額を上回る場合、差額分は納付書でお支払いいただきます。

● 児童手当支払月とそれに対応する保育料の月

児童手当支払月	令和7年4月支払期	令和7年6月支払期	令和7年8月支払期	令和7年10月支払期	令和7年12月支払期	令和8年2月支払期
対応する月の保育料	令和6年4月分～3月分	令和7年4月分～5月分	令和7年4月分～7月分	令和7年4月分～9月分	令和7年4月分～11月分	令和7年4月分～1月分

ⅱ 副食費の納付について【市立保育所※5、市立認定こども園をご利用の方】　※5　指定管理を除く

- お支払いは原則口座振替となります。口座振替の手続きは④をご覧ください。
- 副食費は月額を長野市へお支払いいただきます（副食費の免除対象者を除く）。
- 土曜日を恒常的に利用しない場合や、長期欠席については、配食準備に計画的に反映することができないため、保育料の減免規定に該当しない限り、日割等の減額はされません。保育料の減免規定については「①ⅲ保育料の減免について」（18 ページ）をご覧ください。
- 月途中入所および月途中退所の場合は、日割りの額となります。
- 主食については、自宅から持参していただくため、費用のお支払いはありません。

④口座振替の手続きについて（保育料・副食費を長野市へ納付いただく場合）

・口座振替ができる金融機関は以下のとおりです。

●八十二銀行　●北陸銀行　●長野銀行　●長野信用金庫　●長野県信用組合
●長野県労働金庫　●長野県信用農業協同組合　●ながの農業協同組合
●グリーン長野農業協同組合　●ゆうちょ銀行　●みずほ銀行　●三井住友銀行

・令和７年２月より「口座振替 WEB 申込サービス」がご利用いただけます。「口座振替 WEB 申込サービス」とは、パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、口座振替の申込手続きができるサービスです。市役所や金融機関の窓口に出向く必要がなく、「口座振替依頼書」のご記入や届出印なども不要です。口座振替 WEB 申込サービスで申込手続きができる金融機関は以下のとおりです。

●八十二銀行　●北陸銀行　●長野銀行　●長野信用金庫　●長野県信用組合
●長野県労働金庫　●長野県信用農業協同組合　●ながの農業協同組合
●グリーン長野農業協同組合　●ゆうちょ銀行

・手続きの方法は、保育施設が内定となった際に、支給認定証または保育料決定通知書（納入通知書）等と「口座振替ＷＥＢ申込サービスのお知らせ」を同封しますので、こちらをご覧いただき口座振替の申込手続きを行ってください。

なお、上記以外の金融機関（みずほ銀行・三井住友銀行）からの口座振替をご希望の方は、「口座振替依頼書」を利用施設または市窓口に提出してください。口座振替依頼書は利用施設に備え付けています。

参考　令和6年度　保育料基準額表（軽減拡充後）

単位：円

令和7年度の保育料は、長野市社会福祉審議会の答申に基づき、3月議会の議決を経て決定されます。

表1　3号認定（0～2歳児）　保育所、認定こども園、地域型保育事業

きょうだいカウント年齢制限なし

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）					
			3歳未満児					
			保育標準時間			保育短時間		
階層区分	定　義		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	4,950 [900]	0 [0]	0	4,950 [900]	0 [0]	0
D1		48,600円以上　57,700円未満	7,100 [900]	0 [0]	0	7,000 [900]	0 [0]	0
		57,700円以上　60,000円未満	14,200 [900]	7,100 [0]	0	14,000 [900]	7,000 [0]	0
D2		60,000円以上　76,000円未満	19,400 [900]	9,700 [0]	0	19,100 [900]	9,550 [0]	0
D3		76,000円以上　77,101円未満	24,500 [900]	12,250 [0]	0	24,100 [900]	12,050 [0]	0
		77,101円以上　97,000円未満	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0
D4		97,000円以上　123,000円未満	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0
D5		123,000円以上　148,000円未満	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0
D6		148,000円以上　169,000円未満	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0
D7		169,000円以上　219,000円未満	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0
D8		219,000円以上　265,000円未満	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0
D9		265,000円以上　301,000円未満	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0
D10		301,000円以上　397,000円未満	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0
D11		397,000円以上	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0

※1　[　]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯の額で、保育料が軽減されています。
　　市町村民税所得割課税額77,101円以上の軽減はありません。

※2　赤字部分は、令和6年度からの多子世帯等保育料軽減による拡充後の額です。

※3　保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。

参考　令和6年度　副食費免除対象の範囲（赤枠内）

表2　2号認定（3～5歳児）　保育所、認定こども園

きょうだいカウント　年齢制限なし／年齢制限あり

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		副食費免除対象の範囲		
		3歳以上児		
定　義		1人目	2人目	3人目以降
生活保護世帯				
市町村民税非課税世帯				
市町村民税所得割課税額	57,700円未満の世帯（ひとり親等の場合は77,101円未満）			
	57,700円以上の世帯（ひとり親等の場合は77,101円以上）			

※4　「ひとり親等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯をさします。

5 重要なお知らせ

（1）各種変更のお知らせ

◆育休退園がなくなりました。

従来、育児休業を取得したお子さんのクラス年齢が３歳未満児であって保護者が育児休業を１年以上取得する場合は退園とする取り扱いをしてきました。

しかし、子どもを取り巻く環境は変化し、家庭と仕事の両立を実現するための育児休業の促進が求められる中、育児休業中の保護者の子育て負担軽減につながる環境を確保していくため、令和６年４月より３歳以上児同様に保護者が希望する場合は育児休業の取得期間に関わらず、継続利用を認めることとしました。 〈詳しくは４ページへ〉

◆市多子世帯保育料軽減制度が拡充されました。

令和６年９月分の保育料より、保育料の軽減拡充を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

〈詳しくは 17-18 ページへ〉

◆保育料等の引き落とし口座が WEB から登録できるようになります。（保育料・副食費を長野市へ納付いただく場合）

令和７年２月より、保育料や副食費の引き落とし口座が WEB から申し込みできるようになります。市役所や金融機関の窓口に出向くことや、「口座振替依頼書」の記入、届出印が不要です。

●WEB 口座振替登録が利用できる場合

利用施設	保育料	副食費
市立保育所 市立認定こども園	○	○
指定管理園 私立保育所	○	×
私立認定こども園 地域型保育事業所	×	×

※指定管理園（副食費）、私立保育所（副食費）、私立認定こども園、地域型保育事業所利用の方は各施設が定める方法で納付してください。

●WEB 口座振替登録ができる金融機関一覧

- 八十二銀行　・北陸銀行　・長野銀行
- 長野信用金庫　・長野県信用組合
- 長野県労働金庫　・長野県信用農業協同組合
- ながの農業協同組合
- グリーン長野農業協同組合　・ゆうちょ銀行

〈詳しくは 19 ページへ〉

◆きょうだいが別施設となった場合の保育必要量の認定を見直します。

利用調整により、きょうだいが認可保育施設の中で別施設となった場合、保育短時間認定に該当する場合であっても、送迎等の負担が大きいことを考慮し、保護者が希望すれば保育標準時間認定に変更することができます。

◆土曜共同保育を実施しています。

保育士等の負担軽減を図るため、近隣の保育施設が連携し、１か所の保育施設で保育をおこなう「土曜共同保育」を実施する施設があります。そのため土曜保育の利用を希望する際、預け先が通常の保育施設でない場合があります。利用（希望）施設または市ホームページでご確認ください。

（2）育児休業給付金延長の手続き

- **育児休業給付金の支給期間延長に関することは保育・幼稚園課ではご案内ができません。勤務先またはハローワークへお問い合わせください。**
- 育児休業給付金の支給期間延長の手続きには、認可保育施設に入所ができないことがわかる書類が必要とされています。入所申し込みが必要な時期等についてはご自身で管理をお願いいたします。
- 長野市の保育施設への入所申し込み期間は月ごとに決まっています。（５ページをご覧ください。）申し込み期間外の受付はいかなる理由があってもできません。申し込みができなかった場合は、勤務先またはハローワークへお問い合わせください。特に２月、３月の入所希望の方は、通常と申し込み時期が異なりますのでご注意ください。
- 利用希望施設に空きがなく、育児休業を延長せざるを得ない場合は、「保育所等の利用ができない旨の証明書」を交付します。入所申し込み期間内に保育・幼稚園課へ申請してください。
- 育児休業明けの入所予約（11 ページ）で内定した児童に係る「保育所等の利用ができない旨の証明書」の交付は内定の辞退がない限りできません。

そのほか詳しくは市ホームページをご覧ください。▶

6 よくある質問

（1）お申込みについて

Q1.　申し込みの締め切りまでに書類が間に合わない場合、申し込みはできますか？

A1.　申し込みを受け付けることはできません。

就労証明書などの保育を必要とする理由を証明する書類がそろっていない場合、保育の必要性が確認できないためです。
（会社都合で間に合わない場合も同様です。）計画的にご準備ください。

★提出書類は35ページ「提出書類チェックリスト」へ

Q2.　育児休業中に保育施設への申し込みはできますか？

A2.　復職日の属する月に限り、保育施設への申し込みは可能です。

（育児休業が月末で終了し、翌月1日に復職する場合も申し込みが可能です。）
他の理由に該当する場合を除き、育児休業が続く場合、保育施設への申し込みはできません。

★詳しくは7ページ「③育児休業明けの申し込みについて」へ

Q3.　きょうだい同時に申し込みをする場合、きょうだいそれぞれ書類の提出が必要ですか？

A3.　「給付認定申請書 兼 利用申込書」はきょうだいそれぞれの提出が必要ですが、その他の書類（保育を必要とする理由を証明する書類など）は、1人の申請書に原本を添付し、他のきょうだいの申請書にはコピーを添付してください。

兄または姉がすでに保育施設を利用しており、「現況届」を提出する場合も同様です。

Q4.　利用施設はどのように決まりますか？

A4.　33～34ページ「長野市保育施設等利用調整基準表」に基づき、保育の必要度が高い児童から順に決定します。

先着順ではありません。

（2）内定後について

Q5.　育児休業から復職できなくなった（または復職せずに転職した）場合、保育施設の申し込みや、内定はどうなりますか？

A5.　利用調整点数に加点がつかなくなるほか、内定が取り消しになる可能性があります。

復職について勤務先にあらかじめご確認のうえ、お申込みください。
もし申し込み後に、復職ができなくなったとわかった場合は、すぐに保育・幼稚園課（026-224-8031）までご相談ください。

★詳しくは7ページ「③育児休業明けの申し込みについて」へ

Q6.　育児休業からの復職はいつまでにすればよいですか？

A6.　遅くとも、入所月の翌月1日までに復職する必要があります。

例　4月入所の場合、4月30日までに育児休業が終了し、かつ5月1日までの復職が必要。

Q7.　育児休業が入所月の月末に終了し、復職予定ですが、翌月1日に有給休暇を取得した場合、その後の復職でもよいですか？

A7.　有給休暇は復職にあたりません。入所月の翌月1日までに勤務が開始できるよう、勤務先と調整してください。

復職後提出いただく「復職証明書」にて、入所月の翌月1日までに復職したことが確認できなかった場合、即日退所となります。
「復職証明書」の提出期限は翌月10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）です。

Q8.　育児休業が入所月の月末に終了し、復職予定ですが、翌月1日が勤務先の休業日の場合、その後の復職でもよいですか？

A8.　勤務先の休業日の場合、翌営業日からの復職でも構いません。

例　12月入所で復職予定日1月1日が勤務先の休業日の場合、翌営業日からの復職でも可。

Q9.　教育・保育給付認定の有効期限の途中で「保育を必要とする理由」に該当しなくなった場合どうなりますか？

A9.　「保育を必要とする理由」のいずれにも該当しなくなった場合は、たとえ有効期間の途中であっても、その時点で認定は取消になり、施設を退所していただくことになります。

★詳しくは3ページ「（4）保育を必要とする理由と認定有効期間」へ

ただし、認定こども園を利用している場合であって、教育利用が可能であるときには、給付認定区分を1号に変更し、施設を継続して利用することができます。

★詳しくは利用施設へお問い合わせください。

Q10.　支給認定証が届いたら確認することはありますか？

A10.　32ページをご覧ください。

（3）保育料・副食費について

Q11.　保育料や副食費免除対象者はどのように決まりますか？

A11.　父母の「市町村民税所得割課税額」の合計から決まります。

市ホームページでは「保育料シミュレーション」ができます。
※実際の保育料と異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

★詳しくは15ページ「4.保育料・副食費について」、20ページ「保育料基準額表」へ

Q12.　保育施設の場合、令和7年度中に3歳の誕生日を迎えた後、保育料は無料（無償化の対象）になりますか？

A12.　市町村民税課税世帯の場合、保育料が無料（無償化の対象）になるのは、3歳児クラスへ進級してからになります。

無償化の対象は、
- 3歳児（年少）から5歳児（年長）までのお子さん
- 市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児までのお子さん
- 第3子以降のお子さん（保護者と生計を一にする最年長の兄姉よりカウント）　です。

7 施設・子育て支援サービス一覧

保育所

★ 長野市認可保育所（北部）一覧表　　（令和６年４月１日時点）

	施設名	所在地	定員	保育標準時間	保育短時間	最大開所時間	受入年齢	一時預かり	子育て支援	バス（月額）	制服	園コード	電話番号
市	加茂保育園	新諏訪1-11-31	50	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	◎	○	－	－	1010	232-7064
私	川上保育園	上松4-6-26	45	8:00～19:00	8:00～16:00	7:30～19:30	2か月～	－	○	－	－	2020	241-8866
私	善光寺保育園	箱清水2-12-17	130	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00～19:00	4か月～	◎	○	－	○	2030	232-6601
私	聖フランシスコ保育園	西鶴賀町1491-16	120	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	2か月～	－	○	－	○	2040	232-4694
私	若葉保育園[注1]	鶴賀緑町1594	45	11:00～22:00	14:00～22:00	8:00～0:30	8週目～	－	○	－	－	2060	232-8210
私	秋葉保育園	鶴賀緑町1594	60	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	8週目～	－	○	－	－	2070	232-7692
市	後町保育園	南長野西後町614-6	45	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1020	232-0333
私	つましな保育園	妻科294-4	60	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:30	3か月～	－	○	－	－	2080	234-2066
市	山王保育園	南長野北石堂町1024-2	125	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	4か月～	◎	◎	－	－	1030	226-7670
私	中御所保育園	中御所2-29-7	110	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	4か月～	○	○	－	－	9192	226-7065
私	上高田保育園	高田1446-1	100	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	7週目～	－	○	－	－	2120	227-6070
市	柳町保育園	三輪1-2-8	180	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	4か月～	◎	◎	－	－	1050	241-7894
私	長野保育所りんどう保育園	三輪5-44-12	60	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	4か月～	－	◎	－	－	2140	232-1773
私	済生会長野保育園	三輪8-43-8	80	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	7週目～	○	○	－	－	2170	232-6227
私	三輪保育園	三輪8-6-31	80	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	4か月～	○	○	－	－	1070	232-7213
私	吉田保育園	吉田3-16-16	95	7:30～18:30	8:30～16:30	7:15～19:00	7か月～	－	○	－	○	2180	244-3362
私	聖徳保育園	三才2114	90	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	6か月～	○	○	－	○	2190	296-3523
私	杉の子第2保育園	柳原706	160	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	3か月～	◎[注4]	子育て相談	－	○	2200	244-8452
私	浅川中央保育園	浅川東条177-3	70	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～19:00	2か月～	○	○	－	○	2210	241-4496
私	大豆島保育園	大豆島6382	200	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	7か月～	－	○	－	○	2230	221-1056
私	杉の子あびっく保育園	屋島2336-340	170	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	3か月～	◎	◎	－	○	2250	222-0088
私	かざぐるま保育園	稲田2-42-7	110	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00～19:00 (土)7:00～18:30	2か月～	－	◎	－	－	2270	241-6908
市	長沼保育園	津野203-1	75	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1100	296-9753
私	小柴見保育園	小柴見228	80	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～19:00	3か月～	－	○	－	－	2280	226-9008
市	安茂里保育園	宮沖3096-3	125	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1110	228-6075
私	松ヶ丘保育園	安茂里小市1-39-16	120	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:30 (土)7:30～18:30	7週目～	◎	◎	2,300円	○	2290	228-6173
市	芋井保育園[注2]	桜599	20	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	2,400円	－	1120	232-8120
市	七二会保育園	七二会己997	59	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	◎	－	－	1340	229-2620
市	豊野さつき保育園	豊野町石2235-1	70	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	4か月～	○	○	－	－	1370	257-2486
市	豊野ひがし保育園	豊野町大倉2196	138	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	4か月～	○	◎	－	－	1390	257-2484
市	とがくし保育園	戸隠豊岡1541	72	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	2,400円	－	1401	254-3393
市	鬼無里保育園	鬼無里160-4	60	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1430	256-2582

★ 長野市認可保育所（南部）一覧表　（令和６年４月１日時点）

	施設名	所在地	定員	保育標準時間	保育短時間	最大開所時間	受入年齢	一時預かり	子育て支援	バス（月額）	制服	園コード	電話番号
私	杉の子第3保育園	篠ノ井布施五明496-6	140	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	3か月～	○	子育て相談	－	○	2310	292-7887
私	子供の園保育園	篠ノ井布施高田688-5	60	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	4か月～	－	○	－	－	9196	292-0673
私	たんぽぽ保育園	篠ノ井御幣川1160	70	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	7週目～	－	○	－	－	2320	292-3023
市	中央保育園	篠ノ井御幣川284-2	98	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	4か月～	◎	○	－	－	1140	292-0342
私	ひよし保育園	篠ノ井横田805-4	100	7:30～18:30	8:45～16:45	7:00～19:00	7週目～	○	○	－	－	2330	292-2285
市	塩崎保育園	篠ノ井塩崎2184-1	113	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1150	292-2276
市	共和保育園	篠ノ井小松原2322-15	83	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	◎	○	－	－	1160	292-0613
市	西部保育園	篠ノ井二ツ柳779	150	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1170	293-1049
市	東部保育園	篠ノ井東福寺745	100	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	◎	－	－	1180	293-0944
私	杉の子保育園	篠ノ井西寺尾2798	170	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	3か月～	○	◎	－	○	2340	292-3413
市	青池保育園[注2]	篠ノ井有旅3692	20	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1190	293-2635
市	象山保育園	松代町松代1421-3	95	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	2,400円	－	1200	278-2085
市	清野保育園[注2]	松代町清野90-1	30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1210	278-7275
市	西条保育園[注2]	松代町西条3623-1	30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1220	278-3728
市	豊栄保育園	松代町豊栄2798-1	60	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1230	278-2162
市	東条保育園	松代町東条2448-1	60	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	◎	－	－	1240	278-5100
私	まきば保育園	松代温泉330-1	80	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～19:00	6か月～	○	○	3,000円	○	2350	278-8330
市	寺尾保育園	松代町小島田3571	60	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1250	278-3648
市	綿内保育園	若穂綿内6734-3	125	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	◎	○	－	－	1260	282-2357
市	保科保育園	若穂保科4972-4	90	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1280	282-3133
市	昭和保育園	川中島町今井1869-2	133	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1290	284-4479
私	御厨保育園	川中島町御厨843-1	90	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	7週目～	○	○	－	○	2370	285-2033
市	青木島保育園	青木島町大塚1361	170	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1310	285-2551
市	真島保育園	真島町真島1425-1	85	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	1320	284-3637
市	信州新町保育園	信州新町里穂刈423-1	130	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	2,400円	－	1450	262-2316
市	信更保育園[注3]	信更町氷ノ田3222	45	休園中									
市	大岡保育園[注3]	大岡甲8001	45	休園中									

※ 一時預かり　◎ … 指定園（詳しくは 26 ページを参照）　○ … 応相談
※ 子育て支援　◎ … 子育て支援センター併設（詳しくは 27 ページを参照）　○ … 園開放・子育て相談

注1　夜間保育を実施しています。
注2　芋井保育園・青池保育園・清野保育園・西条保育園の４園は、長野市社会事業協会が指定管理者として管理運営を代行しています。
注3　保育・幼稚園課へお問い合わせください。
注4　令和７年４月移行予定の施設です。

地域型保育事業

★ 長野市地域型保育事業所一覧表　（令和６年４月１日時点）

	施設名	所在地	定員	保育標準時間	保育短時間	最大開所時間	受入年齢	一時預かり	子育て支援	連携施設	電話番号
私	みらいく保育園	西三才2280-1	15	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～2歳児	－	園開放	みかさ幼稚園	262-1572
私	おはなし屋保育園	徳間1-14-2	12	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～2歳児	－	○	すずらん保育園	215-1201
私	レインボー保育園	吉1827-1	15	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～2歳児	－	園開放	長野北幼稚園	295-8020
私	むつみ家ももの木保育園	篠ノ井杵淵1306	18	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	9週目～2歳児	○	○	杉の子保育園	213-7630
私	ひかりほいくえん	稲里町下氷鉋556-1	19	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	8週目～2歳児	◎	◎	中御所保育園 長野ひまわり幼稚園 信濃ひまわり幼稚園	285-9434

※ 連携施設とは　地域型保育事業所に対して保育内容の支援（集団保育の機会を提供するなど）をし、卒業後は優先入所できる施設です。

認定こども園

★ 長野市認定こども園一覧表

（令和６年４月１日時点）

	施設名	所在地	定員	保育標準時間	保育短時間	最大開所時間	受入年齢	一時預かり	子育て支援	バス（月額）	制服	電話番号
私	信学会長野幼稚園注1	上松4-22-1	10	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	満3歳～	－	○	4,180円	○	241-4087
私	博愛保育園注1	鶴賀202-1	224	7:45～18:45	8:30～16:30	7:15～19:30 (土)7:30～18:30	2か月～	○	◎	2,500円	○	227-2204
私	芹田東部こども園	稲葉2166-2	75	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	7か月～	○	○	－	○	226-8332
私	信学会栗田こども園	七瀬3-6	90	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～19:00	6か月～	－	○	－	○	226-6254
私	長野ひまわり幼稚園	若里1-22-16	42	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～19:00	2歳児～	－	○	3,500円	○	226-2342
私	北条こども園	北条94-5	90	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	6か月～	○	○	－	○	243-1703
私	古牧東部保育園	南長池858	155	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15～19:15 (土)7:15～18:15	4か月～	－	○	－	○	243-0470
私	旭幼稚園	三輪4-1-32	22	8:00～19:00	8:00～16:00	8:00～19:00	満2歳～	－	○	3,500円 きょうだい割引有	－	232-4363
私	吉田マリア幼稚園	吉田1-16-24	75	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	9か月～	－	○	往復2,800円 片道1,800円	○	241-3897
私	若草幼稚園注1	吉田3-15-4	100	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	1歳児～	－	○	3,500円 きょうだい割引有	－	241-4151
私	信学会昭和幼稚園注1	柳原1455	10	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	満3歳～	－	○	4,180円	○	243-6366
私	すずらん保育園	浅川西条871	60	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	2か月～	○	○	1,000円 朝のみ	－	295-5203
私	信濃ひまわり幼稚園	大豆島2869	108	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～19:00	7か月～	○	○	3,500円	○	221-3788
私	風間保育園注1	風間1910-1	120	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	3か月～	○	○	－	○	221-5496
私	朝陽学園	南堀125-1	393	7:30～18:30	8:00～16:00	7:00～19:00 (土)7:00～18:30	7か月～	－	○	－	○	254-5220
私	ひかり園	檀田2-8-22	80	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	7か月～	－	○	2,500円	○	241-3896
私	信学会若槻こども園	若槻団地1-509	90	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	4か月～	－	○	－	－	243-2070
市	皐月かがやきこども園	上野2-120-2	115	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～19:00	4か月～	◎	◎	－	－	295-4100
私	雷鳥保育園注1	田子230-1	70	7:30～18:30	8:00～16:00	7:00～19:00 (土)7:30～18:30	2か月～	○	○	－	○	296-7428
私	信学会裾花幼稚園注1	伊勢宮2-7-1	10	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	満3歳～	－	○	4,180円	○	227-3632
私	小市こども園	安茂里小市3-8-19	83	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～19:00	3か月～	○	○	－	－	228-6778
私	豊野みなみ	豊野町豊野430-6	70	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～19:00	4か月～	○	○	－	－	257-4599
私	円福幼稚園	篠ノ井横田772	150	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	8か月～	○	○	往復3,000円 片道1,500円	○	292-1094
私	松代幼稚園	松代町松代167	30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	1歳9か月～	○	○	2,500円 ～4,000円	○	278-2041
私	若穂幼稚園	若穂綿内8602-1	120	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～19:00	6か月～	○	○	3,000円	○	282-4412
私	川田	若穂川田1937	100	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	7か月～	○	○	－	－	282-2054
私	フレンドこども園	川中島町今井1344-4	190	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	6か月～	－	◎	－	○	284-4315
私	ころぽっくるこども園	川中島町御厨1258-1	126	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～18:30 (土)7:00～18:00	6か月～	○	◎	－	○	286-6868
私	川中島こども園	川中島町上氷鉋143-1	90	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00	4か月～	－	○	－	－	284-4069
私	丹波島こども園	青木島3-10-3	190	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～18:30 (土)7:00～18:00	6か月～	◎	◎	－	○	284-2727
私	長野大橋保育園	青木島町大塚463-4	155	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	2か月～	◎	○	－	－	285-3788
私	下氷鉋保育園	稲里町下氷鉋68-1	90	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	4か月～	－	○	－	－	284-2137
市	なかじょう保育園	中条2770	42	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	4か月～	○	○	－	－	268-3529

※ 一時預かり　◎ … 指定園（詳しくは 26 ページを参照）　○ … 応相談

※ 子育て支援　◎ … 子育て支援センター併設（詳しくは 27 ページを参照）　○ … 園開放・子育て相談

注1　令和７年４月移行予定の施設です（施設情報は令和６年９月時点）。

●土曜共同保育の実施について

保育士等の負担軽減を図るため、近隣の保育施設が連携し、１か所の保育施設で保育をおこなう「土曜共同保育」を実施する施設があります。そのため土曜保育の利用を希望する際、預け先が通常の保育施設でない場合があります。利用（希望）施設または市ホームページでご確認ください。

こども広場

こども広場は、主に０歳から３歳までの乳幼児と、その保護者の皆さんの遊びと交流の広場です。スタッフが子育てに関する相談に応じるほか、各種講座やイベントなども開催しています。

★ 長野市こども広場一覧表　（令和６年４月１日時点）

施設名	開館時間	休館日	駐車場	電話番号
長野市もんぜんぷら座こども広場 じゃん・けん・ぽん （新田町1485-1 もんぜんぷら座2階）	10:00～18:00	第1・第3水曜日 ※祝日の場合はその翌日 年末年始	TOiGO駐車場1時間100円（3時間まで） 鍋屋田駐車場1時間100円 ※受付へ駐車券を提出	219-0022
長野市篠ノ井こども広場 このゆびとまれ （篠ノ井布施高田1021）	10:00～18:00	第2・第4水曜日 ※祝日の場合はその翌日 年末年始	駐車場40台（無料）	293-8860

指定園での一時預かり

教育・保育施設に入所していないお子さんのご家庭での保育が一時的に困難なとき、一時預かりを利用することができます。

《対象》　教育・保育施設に入所していない就学前のお子さん

《申し込み方法》　事前の申し込みが必要です。直接利用を希望する施設へ電話でお申し込みください。

《希望理由》
- 保護者の就労、職業訓練、求職活動により、継続的にお子さんの保育ができない場合
- 保護者の病気やけが、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない場合
- 保護者の育児に伴う心理的または肉体的負担解消、リフレッシュ、学校行事等

《利用時間》　8:30～16:30　※土曜日は午前中のみ　※一部施設では 18:30 までの時間外利用が可能

《利用料》　３歳未満児：2,300 円　３歳以上児：1,300 円　時間外：200 円/30 分

★ 長野市一時預かり指定園一覧表　（令和６年４月１日時点）

●加茂保育園…… 232-7064	●皐月かがやきこども園… 295-6060	●長野大橋保育園…… 285-3788
●善光寺保育園…… 232-6601	●松ヶ丘保育園…… 228-6173	●丹波島こども園…… 284-2727
●山王保育園…… 226-7670	●中央保育園…… 292-0342	●ひかりほいくえん…… 285-9434
●柳町保育園…… 241-2373	●共和保育園…… 292-0613	●杉の子第2保育園[注1]…… 244-8452
●杉の子あぴっく保育園… 222-0088	●綿内保育園…… 282-2357	

※　「一時預かり指定園」とは、一時預かり専用の保育室で専任の保育士が対応する保育施設を指します。常時一時預かりに対応していますが、定員を超えた場合はお断りすることがあります。

※　「一時預かり指定園」以外でも定員に余裕があるとき一時預かりを実施している保育施設があります。23～25 ページに掲載している一覧で実施施設を確認いただき、利用を希望する施設へ事前にお問い合わせください。

※　送迎はご家族が責任を持って行ってください。

※　病気の場合はお預かりできません。

※　おむつ、着替え、タオル類、上履きなど持ち物があります。

注１　令和７年４月移行予定の施設です。

地域子育て支援センター

保育所等に併設されている地域子育て支援センターは、地域の子育てネットワークの中心となって、皆さんの子育ての応援を行っています。育児に関するアドバイスや、育児情報の提供を専門の子育て支援員等が担当します。お子さん同士、保護者同士が交流し、情報交換もできます。

《主な内容》
- 施設開放……部屋や園庭で遊びます（事前に確認の上、ご参加ください）。
- 育児相談……子育てに関する不安や悩みについて、電話・面接での相談に応じます。
- 地域活動の支援……親子交流・子育てサークルの支援を行います。
- 保育サービスの情報提供…子育てや育児に関する様々な情報を提供します。

★ 長野市地域子育て支援センター一覧表　（令和６年４月１日時点）

園開放　◎：年齢制限なし（妊婦も歓迎）　○：年齢制限なし

施設名		月	火	水	木	金	土	育児相談（電話/面接）※面接は要予約	電話番号
博愛保育園	9:00～14:00		○	○	○			月曜日～金曜日 9:00～16:00	227-2204
山王保育園	9:00～11:30	◎	0歳児	◎	0歳児	◎		月曜日～金曜日 9:00～16:00	228-6090
	13:00～15:30	◎	◎	◎	◎	◎			
りんどう保育園	8:30～13:30			○	○	○		月曜日～金曜日 8:30～13:30 食事相談 金15:00～16:00	252-7024
柳町保育園	8:45～11:45	◎	1・2歳児	0歳児	0・1歳児	◎		月曜日～金曜日 9:00～16:00	244-9090
	13:00～15:00	◎	◎	◎	◎	◎			
杉の子あぴっく保育園	9:00～12:00	妊婦・0歳児	1歳児		2・3歳児			月曜日～金曜日 9:00～17:00	222-0044
	13:00～15:00	◎	◎		◎				
かざぐるま保育園	9:00～14:00		○	○	○			月曜日～金曜日 9:00～16:00	241-5177
皐月かがやきこども園	9:10～12:00	◎	◎	◎	◎	◎		月曜日～金曜日 9:00～16:00	295-6061
	12:30～14:40	◎	◎	◎	◎	◎			
松ヶ丘保育園	8:30～12:00		◎		◎	◎		月曜日～金曜日 9:00～16:00	228-6180
	13:00～14:30		◎		◎	◎			
七二会保育園	9:00～11:30	◎	◎	◎	◎	◎		月曜日～金曜日 9:00～16:00	229-2958
	13:00～15:30	◎	◎	◎	◎	◎			
豊野ひがし保育園	9:00～12:00	◎	◎	◎	◎	◎		月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00	257-6868
	13:00～15:00	◎	◎	◎	◎	◎			
東部保育園	9:00～11:30	◎	◎	◎	◎	◎		月曜日～金曜日 9:00～16:00	293-6222
	13:00～15:30	◎	◎	◎	◎	◎			
杉の子保育園	9:00～12:00	○	0・1歳児		2・3歳児			月曜日～金曜日 9:00～17:00	292-3339
	13:00～15:00	○	○		○				
東条保育園	9:00～12:00	◎	◎	◎	◎	◎		月曜日～金曜日 9:00～16:00	278-7766
	13:30～15:30	◎	◎	◎	◎	◎			
フレンドこども園	10:00～15:00		○	○		○		月曜日～金曜日 10:00～15:00（面接のみ）	214-7039
ころぽっくるこども園	9:00～12:00	○	baby	0・1歳児	2・3歳児	○		月曜日～金曜日 9:30～16:00	286-6877
	13:00～15:00	○	○	○	○	○			
丹波島こども園	9:00～12:00	○	1歳半～3歳児	baby	baby	1～2歳児		月曜日～金曜日 9:30～16:00	284-2727
	13:00～15:00	○	○	○	○	○			
ひかりほいくえん	10:00～15:00	○		○		○		月曜日～金曜日 10:00～15:00	285-9434
ぽらりす	10:00～15:00		○		○	○		月曜日～金曜日 10:00～15:00	214-8470

病児・病後児保育

「病児・病後児保育」とは、仕事等の都合で、病気中（病児）・病気回復期（病後児）にあたるお子さんの保育を家庭でできない方のために、病院や診療所、保育所などに付設された専用スペースまたは専用施設において、看護師・保育士などの専門職員が一時的な保育を行うものです。

★ 病児・病後児保育施設一覧表

（令和６年４月１日時点）

市町村名	施設名	病児	病後児	利用可能日時	利用料	電話番号
長野市	長野赤十字病院 病後児保育室ゆりかご （若里5丁目22番1号）		○	月曜日～金曜日　8:00～17:30 休日：土、日、祝日、5/1、年末年始12/29～1/3	1日 2,200円 （昼食代を含む）	226-7753
	長野市民病院 病後児保育室ベビーハウスたんぽぽ （富竹1570番地1）		○	月曜日～金曜日　8:00～18:00 （前日17：00までの事前予約が必要） 休日：土、日、祝日、年末年始12/29～1/3	1日 2,000円 （昼食代・おやつ代を含む）	295-1627
	長野松代総合病院 病児保育室バオバブのおうち （松代町松代7番地1）	○	○	月曜日～金曜日　8:30～17:30 （前日16:30までの事前予約が必要） 休日：土、日、祝日、お盆の病院休診日、年末年始12/30～1/3	1日 2,000円	278-2031
	南長野医療センター篠ノ井総合病院 病児保育室あいあい （篠ノ井会241-1）	○	○	月曜日～金曜日　8:00～18:00 休日：土、日、祝日、年末年始12/30～1/3	1日 2,000円 （昼食代を含む）	292-1457
須坂市	さかた山風の子保育園 （大字坂田218-2）		○	月曜日～金曜日 前日17:00までに申し込んだ場合 8:00～17:00 当日8:00～8:30に申し込んだ場合 9:00～17:00 休日：土、日、祝日、年末年始12/29～1/3	1日 2,200円	248-8920
	やすらぎ病児保育園 （大字日滿字寺窪2869-1）	○	○	月曜日～金曜日　8:30～17:00 （延長保育あり。要相談。） 休日：土、日、祝日、年末年始12/30～1/3	1日 2,100～4,400円	214-6555
千曲市	千曲中央病院 病児・病後児保育施設あぷりこっこ （大字杭瀬下58番地）	○	○	月曜日～金曜日　8:30～17:30 休日：土、日、祝日、お盆8/13～8/16、年末年始12/29～1/3	4時間以内 1,000円 4時間以上 2,000円	272-1100
飯綱町	飯綱町 病後児保育室はぐくみ （大字黒川1660-13）		○	月曜日～金曜日　8:30～18:00 （2日前までの事前予約が必要） 休日：土、日、祝日、年末年始12/29～1/3	半日5時間以内 1,050円 1日 2,100円	217-5771 （予約・問い合わせ） 253-4769

記載例（給付認定申請書 兼 利用申込書）

※修正箇所があった場合は、二重線を引き記載者の訂正印で修正してください。

（1 ページ目）

◎申請日
第 1 希望園への提出日を
記載してください。

令和 XX 年 XX 月 XX 日

◎申請者氏名
父または母、どちらでも構いません。
また、申請者は「マイナンバー記入用紙」に番号確認書類、身元確認書類の写しを添付してください。

申請者氏名　長野　優子

1．申請児童

（ふりがな） 氏　　名	生年月日、年齢 （年齢は R7. 4. 1 現在）	性別	障害者手帳等の有無	施設利用（入園）経験 （「有」の場合、その利用期間と利用施設名）
ながの　じゅり 長野　樹里	平成 令和（令和）　5 年 6 月 15 日生 （ 1 ）歳	男・女（女）	有・無（無）	☑ 無 ☐ 有　期間：____年____月～____年____月 施設名：_____
支給認定証番号	※既に認定を受けている場合			

◎支給認定証番号
新規で申し込む場合、空欄です。

◎施設利用（入園）経験
入園経験がある場合のみ記入ください。
一時預かりやこども誰でも通園制度等の利用経験は記入不要です。

2．住所と世帯の状況

申請時点住所	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地				
（利用開始前に転居予定がある場合） 転居予定先住所	〒				
（ふりがな） 氏　　名	（		手帳 無		
ながの　まさき 長野　政樹	大昭 平令（大）　56 年 5 月 1 日生 （ 43 ）歳	父	有・無（無）	［illegible］ 通勤時間____分（園～就労先の片道）	同居・別居（別居）
ながの　ゆうこ 長野　優子	大昭 平令（大）　60 年 1 月 22 日生 （ 40 ）歳	母	有・無（無）	（株）SAIMARU 通勤時間 20 分（園～就労先の片道）	同居（同居）・別居
ながの　るい 長野　るい	大昭 平令（平令）　28 年 8 月 8 日生 （ 8 ）歳	姉	有（有）・無	サイ花小学校	
ながの　しん 長野　慎	大昭 平令（平令）　3 年 4 月 20 （ 3			イまるこども園（新規）	
	大昭 平令　年　月 （				
	大昭 平令　年　月　日生 （　）歳		有・無		
世帯の状況	☐ ひとり親世帯　理由：☐ 離婚　☐ 離婚調停中　☐ その他（_____） 児童扶養手当受給：☐ 有　☐ 手続中　☐ 無（☐ 対象外　☐ 未手続）				
	☐ 生活保護世帯　☐ 生計中心者の失業等　☑ 育児休業中または育児休業明け ☑ 兄弟姉妹が同一の保育所等を希望　☐ その他（_____）				

◎転居予定先住所
長野市内から長野市内へ転居予定の場合も記載が必要です。

◎通勤時間
第 1 希望園から就労先までの通勤時間（片道）を記載してください。父または母が別居の場合、記載は不要です。

◎障害者手帳等「有」の場合
障害者手帳等の写しを提出してください。
詳しくは16ページをご覧ください。

3．同居以外の兄姉

（ふりがな） 氏　　名	生年月日、年齢 （年齢は R7. 4. 1 現在）	児童との続柄	会社名、学校（園）名等 （利用希望期間初日時点）	居住地
ながの　ほくと 長野　北人	平成（平成） 令和　16 年 6 月 6 日生 （ 20 ）歳	兄	サイ雨大学	静岡 都道府県（県）　島田 市区町村（市）

5．住所の状況 （※現在の住所が長野市の場合も記入してください。）

		父	母
Ⅰ	令和６年１月１日 現在の住所	神奈川 都道府県 横浜 市区町村	長野 都道府県 長野 市区町村
Ⅱ	令和７年１月１日 現在の住所（予定）	☐ 同上 ☑ 上記以外：千葉 都道府県 柏 市区町村	☑ 同上 ☐ 上記以外：＿＿ 都道府県 ＿＿ 市区町村
Ⅲ	利用申し込み後の 転居予定	☐ 無 ☑ 長野市内へ R7 年 4 月 頃転居予定 ☐ ＿＿ 市区町村 へ＿年＿月頃転居予定	☑ 無 ☐ 長野市内へ＿年＿月 頃転居予定 ☐ ＿＿ 市区町村 へ＿年＿月頃転居予定

6．利用を希望する形態、期間

利用を希望する形態	☐A	幼稚園・ 認定こども園（教育利用）	預かり保育の無償化を受けない （９保育の必要理由　父母どちらかなし）	14 を記入 （施設から指示があった場合は７も記入）
	☐B		預かり保育の無償化を受ける （９保育の必要理由　父母いずれもあり）	９、14 を記入 （施設から指示があった場合は７も記入）
	☑C	保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業		７～11、育休復帰を理由の場合は 12、 きょうだい同時申込の場合は 13 を記入
	☐D	企業主導型保育事業・認可外保育施設等		９、14 を記入
利用を希望する期間		令和 7 年 4 月 1 日 から 令和＿年＿月＿日 まで ☑卒園まで		

7．申請児童の心身発達及びアレルギーについて

児童の心身発達・疾患	発達や慢性的な疾患等で受診、相談している病院や施設はありますか	
	☑ 無　☐ 有（「有」の場合は以下にその内容を記入してください。）	
	・病院、施設名〔　　か月に　　回通院、通所〕 ・診断名〔	
	医療的ケア　　して、その内容を記入してください。）	
	1. 痰の吸引　2. 経管栄　　〕	
	心配なことはありますか　　して、その内容を記入してください。）	
	1. 運動面　2. 情緒面　3. こどもの発達　4. 対人面　5. 身体面　6. 医療的ケア　7. その他〔　　〕	
	内容（　　）	
アレルギー	☑ 無　☐ 有（「有」の場合は以下にその内容を記入してください。）	
	アレルギーの原因はなんですか	☐ 食べ物　食品名〔　　〕 アレルギー除去食の提供　☐ 不要　☐ 必要
		☐ ハウスダスト　☐ 花粉　☐ その他〔　　〕
	かかりつけの病院	病院名〔

◎申請児童の心身発達及びアレルギーについて
申請児童の心身発達に心配がある場合、障害がある場合、検診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、必ず記入してください。
またお子さんを預けるにあたり、心配なことがある場合は事前に希望施設（第２希望以下を含む）へご相談ください。

8．利用を希望する曜日、時間

利用を希望する曜日	☑ 月　☑ 火　☑ 水　☑ 木　☑ 金　☐ 土
利用を希望する時間	8 時 30 分 から 16 時 30 分 まで （8 時間）

◎利用を希望する時間
就労時間、通勤時間等から予測した、「予定の時間」で記載ください。実際の利用時間は、利用施設とご相談のうえ、決定ください。

９．保育を必要とする理由（※保育の認定を受ける場合は、両親のいずれも保育を必要とする理由が必要となります。）

理由	就労	妊娠出産	疾病障害	看護介護	災害復興	求職活動	就学	虐待や DV のおそれ	その他
父	☑		□	□	□	□	□	□	□
母	☑	□	□	□	□	□	□	□	□

10. 重要事項

申し込み、利用調整について		出産予定の有無	
1. 「利用のご案内」を読み、内容について理解しましたか。	☑	☑無　□有（出産予定日：令和 ＿＿年 ＿＿月 ＿＿日）	
2. 申し込み内容が事実と異 取り消すことがあります。		入所後について	
3. 就労証明書など、提出書 や、不明な点がある場合には事業主に問い合わせをすることがあります。また、必要に応じて市職員が職場等に訪問し、就労状況をお聞きすることがあります。	☑	用申し込み時の「保育が必要な状況」（就労、疾病、 の他の状況）については、入所後も継続して必要な状況です。家庭状況、保育が必要な状況や勤務先が変わった場合は給付認定変更申請書の提出が必要です。保育が必要な状況がなくなった場合は退所となります。	☑
4. 利用申し込み後、ご家庭の状況（妊娠、出産、引っ越し、離婚、結婚など）や保育を必要とする理由（就労先の内定、転職、育休復帰ができなくなったなど）等の変更が生じた場合は、必ず市または施設へ連絡してください。変更に伴い書類の提出が必要になる場合は、すみやかに必要書類を提出してください。	☑	14. 就労予定（内定）で入所した場合は、入所後に就労確認のため給与明細や源泉徴収票を提出していただきます。	☑
		15. 保育施設でお子さんをお預かりできるのは、例えば就労が理由であれば勤務日のみです。冠婚葬祭、きょうだいの学校行事等、その他の理由のときは基本的にお預かりできません。	☑

◎重要事項
全ての項目について、ご確認ください。

⋮

11. 利用を希望する施設（園）名

◎利用を希望する施設（園）名
保育施設のみ記載してください。
教育施設へ併願を希望する場合、
施設ごとに手続きが必要です。
詳しくは８ページをご覧ください。

希望順位	施 設（園）名	施 設（園）名
第１希望	サイまるこども園	
第２希望	第６サイ保育園	第７希望
第３希望	認定こども園　サイ石幼稚園	第８希望
第４希望	サイ音保育園	第９希望
第５希望		第 10 希望

12. 育児休業を取得中の方

復職について、どのようにお考えですか。
☑ 保育所等の利用開始次第、復職を希望。
□ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。 ↳申込書の提出先は保育・幼稚園課になります。

13. きょうだい同時申込時の取り扱い希望

① 第１希望にきょうだいのうち誰か１人でも入所できない場合、どうしますか。
□ 入所できる児童がいても第１希望には入所せず、第１希望にきょうだい一緒に入所できるまで待つ。
☑ 入所できる児童がいても第１希望には入所せず、第２希望以下できょうだい一緒に入所できる施設があれば入所する。
□ 入所できる児童だけ第１希望に入所し、他の児童は同じ施設に入所できるまで待つ。
□ 入所できる児童だけ第１希望に入所し、他の児童は第２希望以下で入所できる施設があれば入所する。
② きょうだいとも第１希望へ入所できず、第２希望以下で調整となる場合、どうしますか。
□ 第１希望への入所のみを希望するので、第２希望以下には入所しない。
☑ 希望順位上位にきょうだい別々なら入所できる施設があっても、下位できょうだい一緒に入所できる施設があれば、そちらを希望する。（希望順位よりもきょうだい同じ施設での入所を優先する。）
□ 希望順位下位にきょうだい一緒に入所できる施設があっても、上位できょうだい別々なら入所できる施設があれば、そちらを希望する。（きょうだい同じ施設での入所よりも希望順位を優先する。）

支給認定証について

〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町１６１３番地

令和７年　〇月　〇日

長野　優子　様方
長野　樹里　様

◎支給認定番号
卒園まで変わらない番号です。（転園しても支給認定番号は変わりません。）
【市私立保育所、市立認定こども園の場合】
口座振替 WEB 申込時も使用します。

長野市長

支給認定証

支給認定証番号	第 123456789 号
児童の氏名及び生年月日	長野　樹里
保護者の氏名及び生年月日	長野　優子　昭和60年１月22日 生
居住地	長野市大字鶴賀緑町１６１３番地
支給認定区分	３号認定　満
保育必要量	標準時間
保育を必要とする事由	就労
有効期間	令和７年４月１日～令和８年６月13日

◎保護者氏名
『給付認定申請書』１ページ目の申請者のお名前になります。

◎保育を必要とする事由
両親の理由が異なる場合は、基本的に認定期間が短い理由を表示しています。

◎有効期間
有効期間の終了日を確認してください。
期間外は保育施設を利用することができません。
※３号認定は満３歳を迎える前々日までの期間が記載されますが、保育要件がある限り２号認定へ切り替わり、引き続き保育施設を利用していただくことが可能です。なお、３号から２号への認定切り替えは自動で変更となり、通知等はありません。

支給認定証の交付について、申請を受けてから 30 日以内に交付することになっていますが、申請が集中するなど認定の審査に時間を要した場合、申請から支給認定証の交付まで 30 日を超える場合があります。

長野市保育施設等利用調整基準表

（1）基本点数項目表

類型		保護者の状況				基本点
1	就労	A 会社等に雇用されている者（事業主が親族の場合を除く） 自営中心者	月の就労時間が 160時間以上			100
			〃 140時間以上160時間未満			95
			〃 120時間以上140時間未満			90
			月の就労時間が64時間以上120時間未満	月20日以上	1日の就労時間が平均 5時間以上	85
					〃 4時間以上5時間未満	80
				月18日以上	1日の就労時間が平均 6時間以上	85
					〃 5時間以上6時間未満	80
					〃 4時間以上5時間未満	75
				月16日以上	1日の就労時間が平均 7時間以上	85
					〃 6時間以上7時間未満	80
					〃 5時間以上6時間未満	75
					〃 4時間以上5時間未満	70
				上記以外、月の就労時間が 100時間以上120時間未満		70
				〃 80時間以上100時間未満		65
				〃 64時間以上80時間未満		60
		B A以外の者	月の就労時間が 160時間以上			90
			〃 140時間以上160時間未満			85
			〃 120時間以上140時間未満			80
			月の就労時間が64時間以上120時間未満	月20日以上	1日の就労時間が平均 5時間以上	75
					〃 4時間以上5時間未満	70
				月18日以上	1日の就労時間が平均 6時間以上	75
					〃 5時間以上6時間未満	70
					〃 4時間以上5時間未満	65
				月16日以上	1日の就労時間が平均 7時間以上	75
					〃 6時間以上7時間未満	70
					〃 5時間以上6時間未満	65
					〃 4時間以上5時間未満	60
				上記以外、月の就労時間が 100時間以上120時間未満		60
				〃 80時間以上100時間未満		55
				〃 64時間以上80時間未満		50
		申し込み時点以降に就労予定で、かつ事業主との関係が親族の場合				20
2	妊娠・出産	出産日又は出産予定日の6週間前から出産日又は出産予定日の8週間後				90
		上記期間以外	切迫早産、切迫流産など特段に保育を必要とする場合			90
			上記以外			60
3	保護者の疾病・障害	入院（1か月以上）				100
		自宅療養	常時臥床			100
			週1回以上の通院を伴う1か月以上の療養			70
			その他乳幼児保育不可能と認められる療養			50
		身体障害者手帳	1級・2級			100
			3級			80
			4級			60
		療育手帳	A1・A2			100
			B1			60
			B2			40
		精神障害者保健福祉手帳 国民年金証書	1級			100
			2級			80
			3級			40
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護（別居の祖父母を含む）	在宅介護・看護	要介護5・4、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持つ親族の介護・看護			類型1-A準用
			上記以外の介護・看護を必要とする親族の介護・看護			類型1-B準用
		病院等での介護・看護	月の看護時間が 140時間以上			95
			〃 120時間以上140時間未満			90
			〃 100時間以上120時間未満			70
			〃 80時間以上100時間未満			65
			〃 64時間以上80時間未満			60
5	災害復旧	災害による家屋の損傷その他災害の復旧				100
6	求職活動	求職活動中又は起業準備中				20
7	就学	学校教育法（昭和22年法律第267号）第1条に規定する学校及び職業訓練校に通学（通信制を除く）				類型1-A準用
基準外	虐待やDV、またはそのおそれのある場合					基本点によらず、優先とするもの
	死別・行方不明・拘禁などで保護者が不存在の場合					
	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合					
	月の就労時間が120時間以上の保育士、幼稚園教諭、保育教諭の場合（長野市内の認可保育施設、地域型保育事業所で保育士等として勤務している、または勤務予定に限る）					
	育休要件の特例利用中に地域型保育事業を卒所する場合であって、転所を希望する場合（4月入所の調整時のみ適用）					基本点によらず、20点とするもの
	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合（給付認定申請書の「12. 育児休業を取得中の方」でその旨をチェックした場合のみ）					基本点、調整点によらず、20点とするもの

(2) 調整点数項目表

項目		内容		調整点
1	ひとり親世帯	離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等		30
2	生活保護世帯	自立支援につながる場合 （基本点数項目表の類型1、類型6、類型7いずれかに父母ともが該当すること）		10
3	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	生計中心者の自己都合以外の失業・長期休業を理由に当人が、求職活動・新規就労をするために新規利用を希望する場合 （失業・長期休業は、利用開始日の前1年以内の離職・長期休業に限る）		15
4	子どもが障がいを有する場合	利用希望児童が障害にかかる手帳の交付を受けている場合		10
5	育児休業明け	兄弟姉妹が利用していない施設を第1希望にして新規利用を希望する場合		15
		兄弟姉妹がすでに利用している施設を第1希望にして新規利用を希望する場合		30
		兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に新規利用を希望する場合		20
6	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一施設の利用を希望する場合	兄弟姉妹がすでに利用している施設を第1希望にして新規利用を希望する場合		15
		上記以外		10
7	長期療養のために退所した児童が再入所を希望する場合	申込月より過去2年以内に児童本人の病気・けが療養が長期に渡ることを理由に退所した児童が再入所を希望する場合（退所前に市へ所定の手続きが必要）		15
8	地域型保育事業の卒所児 （4月入所の調整時のみ適用）	地域型保育事業の卒所児童であって、転所を希望する場合		10
9	その他	転所	認可保育施設の閉鎖、保育事業中止等により、他の施設へ転所を希望する場合	30
			兄弟姉妹どちらかが利用している施設を第1希望にして転所を希望する場合	15
		世帯状況	保護者の一方が不在（単身赴任、海外勤務）の場合	10
			利用希望児童が里親により養育されている場合	20
			利用希望児童が出生順位第3子以降の場合	5
		保育士等	月の就労時間が120時間未満の保育士、幼稚園教諭、保育教諭の場合 （長野市内の認可保育施設、地域型保育事業所で保育士等として勤務している、または勤務予定に限る）	20

(3) 同点になった場合の優先項目

優先段階	条件
第一段階	基本点数項目表の点数が高い世帯
第二段階	調整点数項目表の項目1～3を合計した点数が高い世帯
第三段階	基本点数項目表の類型間の優先段階（①～⑦の順） ①災害復旧 ②疾病、障がい ③就労 ④介護・看護 ⑤妊娠・出産 ⑥就学 ⑦求職活動
第四段階	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
第五段階	養育している子どもが多い世帯（年齢を問わない）
第六段階	利用調整基準日時点で、長野市に住民票のある世帯
第七段階	保護者の市民税所得割課税額の合計額が低い世帯
第八段階	申し込み時に保育料を滞納していない世帯

選考方法

1 現在施設を利用している児童が次年度も引き続き利用を希望する場合で、前年度と比べ著しい変化がない場合においては、前年度から引き続き保育要件を有するものとして、継続利用を保障するものとする。ただし、保護者の保育を必要とする理由が求職活動の場合はその限りでない。

2 保護者1人ずつに「(1)基本点数項目表」により該当する内容に応じた採点を行い、保護者のうち点数の低いものをその子どもにおける基本点数とし、「(2)調整点数項目表」により該当する点数を加算する。算出の結果、点数の高い子どもから利用調整を行う。

3 同一保護者が「(1)基本点数項目表」の複数の類型に該当する場合は、主に保育を必要とする理由から採点する。

4 「(1)基本点数項目表」類型1における「親族」とは、「3親等以内の親族」をいう。

5 保護者2人が同一の自営業に従事する場合は、1人を「就労B」として採点する（就労内容、収入実績等による）。

6 同一保護者が複数の就労を掛け持ちしている場合、合計した就労時間（ただし、事業主との関係が親族で就労内定の場合はその時間を除く）から基本点数を採点する。なお、就労の様態が「A」と「B」の双方にまたがる場合には、就労時間が長い方の区分を用い、同じ時間であれば、「B」の区分を用いる。

7 同一世帯が「(2)調整点数項目表」の複数の項目に該当する場合は、項目の組み合わせによっては重複して点数を加算する。

8 世帯の状況がこの基準表の点数により難い場合は、市長の判断により当該世帯にとって適当と考えられる点数に変更することができる。

提出書類チェックリスト（新規申込者用）

この「提出書類チェックリスト」で申し込みに必要な書類を施設で確認してください。
提出の際は、この「提出書類チェックリスト」を持参して添付書類等の確認を受けてください。

所定様式のうち、口座振替依頼書以外の様式は、
市ホームページからダウンロードすることができます。

1 全申込者が必要な書類

該当	提出書類			提出確認欄	本書
○	給付認定申請書 兼 利用申込書　所定様式				29-31ページ
○	個人番号	マイナンバー記入用紙　所定様式			7ページ
		番号確認書類（申請者のみ）	マイナンバーカード（裏面）または通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票の写し（原本） から1点をマイナンバー記入用紙に貼付（※令和２年５月25日以降に住所・氏名が変更している通知カードは番号確認書類として使用することはできません）		
		身元確認書類（申請者のみ）	マイナンバーカード（表面）、運転免許証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等から1点をマイナンバー記入用紙に貼付		

2 保育を必要とする理由を証明する書類

該当	保護者の状況	該当者	提出書類	提出確認欄 父	提出確認欄 母	本書
	就労（育児休業からの復職を含む）	□父　□母	就労証明書　所定様式　（農業の場合は出荷伝票を添付）			3-5ページ
	妊娠、出産	□母	母子手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されている箇所）			
	保護者の疾病、障害	□父　□母	診断書※1　所定様式　または障害者手帳等※2の写し ※1 １次申込（4月利用開始）の場合は、令和6年12月中に証明を受け、利用調整基準日（令和6年12月20日）までに提出してください。 ※2 身体障害者手帳（４級以上）、療育手帳（A1・A2・B1・B2）、精神障害者保健福祉手帳（３級以上）の写し			
	同居または長期入院等している親族の介護・看護	□父　□母	タイムスケジュール表　所定様式　と次のいずれかの書類 診断書※1　所定様式　、障害者手帳等※3の写し、介護保険の要介護3以上の認定結果の写し ※1 １次申込（4月利用開始）の場合は、令和6年12月中に証明を受け、利用調整基準日（令和6年12月20日）までに提出してください。 ※3 身体障害者手帳（2級以上）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（1級）の写し			
	災害復旧	□父　□母	り災証明書			
	求職活動（起業準備を含む）	□父　□母	求職に関する申立書　所定様式 ※ 起業準備の場合は、開業届等も提出してください。 ※ 生計中心者の失業の場合は、離職票、雇用保険受給資格者証も提出してください。			
	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	□父　□母	時間割（カリキュラム）表及び在学証明書（または学生証の写し） ※ 職業訓練の場合は、時間割（カリキュラム）表及び公共職業安定所発行の指示書等の写し			
	その他市長が認める理由	□父　□母	介護・看護に同じ			

3 該当の方のみ追加で提出が必要な書類

該当	状況		該当者	提出書類	提出確認欄 父	提出確認欄 母	本書
	令和6年1月1日現在の住所（令和7年9月以降入所の場合は、令和7年1月1日現在の住所）	国内の場合	□父　□母	提出書類はありません。 ※ マイナンバーの確認ができなかった場合は、課税資料を提出してください。			16ページ
		国外の場合	□父　□母	令和5年中（1～12月）の収入がわかる書類（注） ※ 令和7年9月以降入所する場合は、令和6年（2024年）中			
	申し込み時点で住所が長野市外の場合			提出書類はありませんが、利用開始日までに必ず引っ越し・転入の届出をしてください。			9ページ
	保育所(市立・私立)、市立認定こども園を希望する場合	□座振替WEB申込サービスを利用する場合		WEBサイトから口座の登録をしてください。（別途市からご案内します。）			18-19ページ
		□座振替WEB申込サービスを利用しない場合		口座振替依頼書　所定様式			
	申請児童の兄・姉が特別支援学校の幼稚部等を利用している場合			在学証明書または受給者証の写し			17ページ
	在宅障害児(者)と同居している世帯（保育を必要とする理由が障害であって、身体障害者手帳等を提出する場合を除く）			身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金証書 のうちいずれか1つの写し			16ページ
	出生前の仮申し込み（令和6年12月31日までに出産予定の場合） ※ 施設で申請書等をコピーした後、原本を一旦お返しします。出産後に氏名と生年月日を記入し、再度施設に提出してください。再度の提出をもって初めて正式な申し込みとなります。			母子手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されている箇所）			8ページ
	ひとり親世帯の場合			ひとり親世帯であることが児童扶養手当の申請状況等から確認できない場合、追加で資料の提出を依頼することがあります。（戸籍謄本など）			9ページ
	離婚調停中の場合			（家庭裁判所交付の）事件係属証明書			9ページ

（注） 収入がわかる書類をご提出の際、証明書の内容を施設に見られたくない場合は、封筒などに封入していただければ、施設は開封することなく市へ提出します。